ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 5 MAY

農業・地域

●米国2018年農業法

●観光振興にみる地域金融機関の機能

●〈シンポジウム〉日本の農業・農山村をどう構想するか

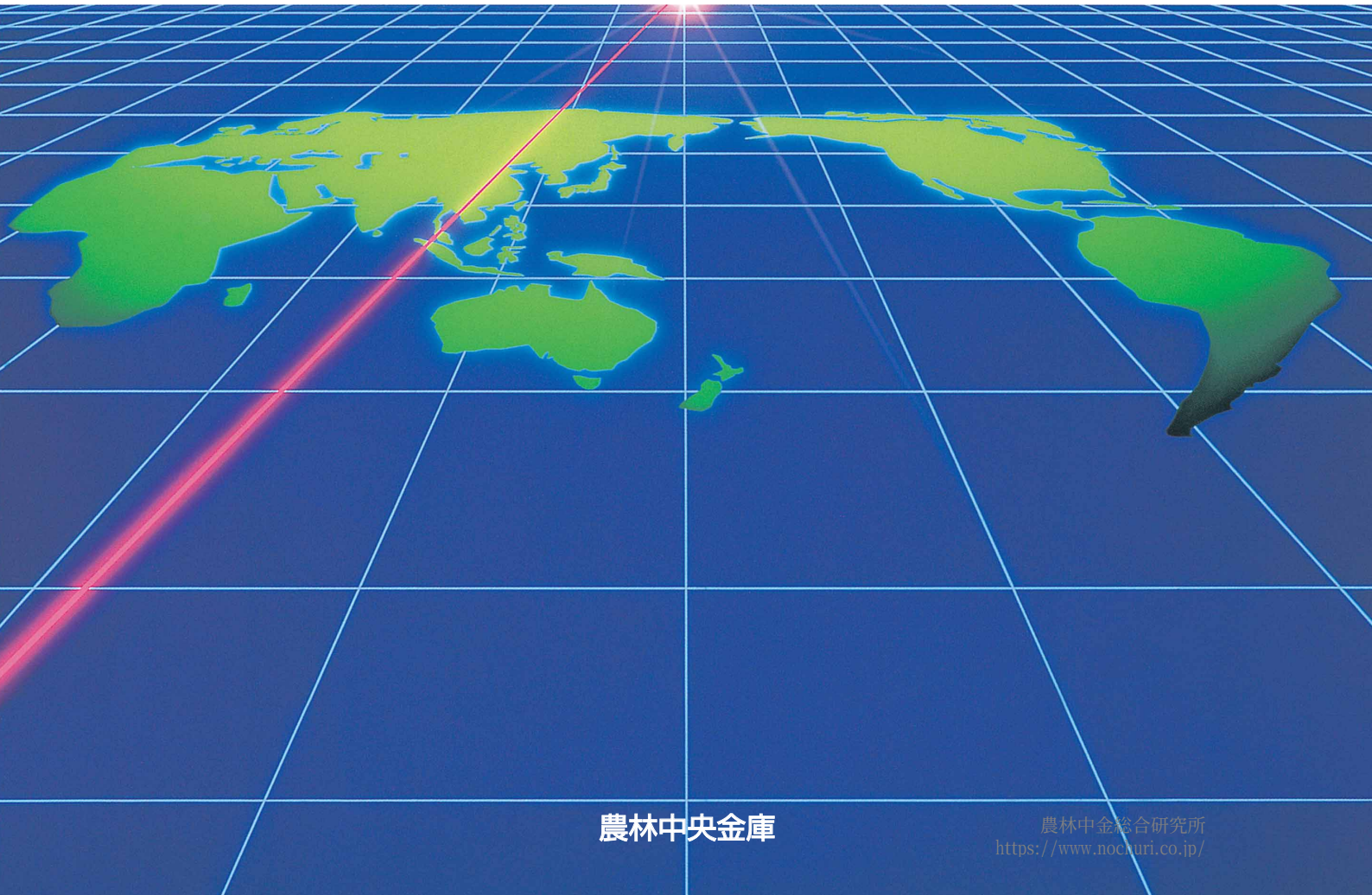

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

存在感が増す集落営農と新たな課題

20年近く前、東北地方と中国地方で過疎化・高齢化が深刻な２つの村にお邪魔し、地域農業振興について農家や農業関係者の方からお聞きする機会があった。当時２つの村は過疎化・高齢化が深刻なものの、農業者の多くは70歳前後の昭和一桁世代で元気であり、自分の農地を維持できる状況であった。集落の農家の方に集まっていただきお話を伺っても、自分一人で作業ができるし、まだ農機も動くので、体が動く間は自分でやる、という意見が多かった。一方、農業関係者は、彼らの子弟は他出しており、早晩担い手問題が深刻化するという認識で、集落営農を作ろうと模索しているが農家の方との温度差があり、今の農家が現役の間は簡単には進まないだろう、と嘆かれていた。

このように過疎化・高齢化が深刻な農村でも、農家の方の営農意欲が強いことに当時驚いた記憶がある。そして、その数年後、2007年の国の品目横断的経営安定対策の導入を契機に、全国レベルでは急速に集落営農の組織化が進むことになる。上記のように、昭和一桁世代の個別農家がまだ現役の時代で、制度に合わせて作られた組織が経営体としてうまく機能するのかと懸念する声も多かった。

実際には、10年以上たった現在、日本農業のなかで集落営農の存在感は非常に大きくなっている。これは昭和一桁世代農業者の離農がこの間一気に進んだことも影響していよう。農林水産省の集落営農実態調査によれば、その数は18年時点で１万５千を超え、そのうち３分の１が法人化している。集落営農への集積農地は全体で約48万２千haに上り、これは、日本全体の耕地面積の１割を超える。先の我々が調査を行った２つの村（１つは合併で市の一部となっている）にも、法人化したあるいは法人化を目指す集落営農組織がある。

そして、集落営農組織の活動は、より広域化し多様化が進んでいる。集落営農組織間の合併や統合により行政区域を超えて活動するケース、また、土地利用型農業中心から、施設園芸を含む野菜作や農産加工へ経営が多角化するケースも増えてきている。さらに、中山間地域では、地域住民向けサービスまで請け負う組織もみられる。

もちろん課題も多い。ここ数年、集落営農組織を訪問する多くの機会があるが、そこでは組織立ち上げ時中心だった農業者がリタイアし、その後継者確保が難航するケースや、集落構成員の代替わりで他出地権者との関係維持に苦労するケースなど新たな課題も出てきている。また、中山間地域を中心に、集落機能が脆弱化するなか、鳥獣被害が深刻化していることも大きな問題である。

JAグループは集落営農組織の立ち上げや運営において、従来非常に大きな役割を果たしてきた。販路確保・資材供給・作業委託など事業面での関係は当然のこととして、出資を行い経営に直接参画する農協も多数に上っている。地域によって集落営農組織はある意味最後のよりどころとなっており、その存続・発展は地域農業、さらに地域社会にとっても大きな意味がある。JAグループも、地域農業振興と地域活性化を図るうえで、これまで以上にそれら組織との関係強化に注力していく必要があろう。

（（株）農林中金総合研究所　取締役調査第一部長　内田多喜生・うちだ　たきお）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第72巻　第5号〈通巻879号〉

目　次

今月のテーマ

農業・地域

今月の窓

存在感が増す集落営農と新たな課題

（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長　内田多喜生

主な論点と農産物プログラムの改正内容

米国2018年農業法

平澤明彦 —— 2

4つのネットワークに着目して

観光振興にみる地域金融機関の機能

農林水産政策研究所 農業・農村領域研究員　佐藤彩生 —— 28

シンポジウムの記録

日本の農業・農山村をどう構想するか —— 43

2018年12月15日（土）　会場：一橋大学

談話室

お米との出会いが人生を変える
——多様なイネを活かす力——

県立広島大学 名誉教授　猪谷富雄 —— 26

本棚

愛媛大学社会共創学部研究チーム　著
『大地と共に心を耕せ ——地域協同組合無茶々園の挑戦——』

河原林孝由基 —— 69

統計資料 —— 70

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

米国2018年農業法

――主な論点と農産物プログラムの改正内容――

基礎研究部長　平澤明彦

〔要　　旨〕

2018年農業法（および2018年超党派予算法）の主な課題は長引く農産物の安値に対応した農産物プログラム（農業所得支持等）の修正であった。該当する主な改正内容は、不足払い・収入ナラシ制度選択の年次化、郡収入ナラシの単収データ改善、綿花（実綿）の不足払い・収入ナラシへの復帰、酪農利幅補償プログラムの各種改善、乳製品買入介入制度の廃止である。また、将来の値動きに備えた施策として、融資単価の引上げと、農産物の高価格が続いた場合における不足払い発動価格の一時的な引上げが挙げられる。

審議過程では低所得者向け食料援助（SNAP）の削減が争点となったものの、中間選挙の結果を受けて現状維持が決まった。市況の追い風や立法と施策の工夫、農業部門の結束などにより最終的には短期間で、かつ歴史的な賛成多数により農業法が成立した。

トランプ政権は通商摩擦による農業者の損失を補償する措置を独自に導入しており、その規模は農業法の施策に匹敵する。

目　次

はじめに
1　農業法の概観
2　農産物の安値と財政制約
3　農産物プログラムの改正
（1）　主要作物
（2）　綿花
（3）　酪農
4　農業法を巡る政治情勢
（1）　SNAP縮小論から現状維持へ
（2）　圧倒的賛成多数での成立
（3）　トランプ政権の貿易緩和プログラム
まとめと考察

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

米国ではおおむね５年ごと[(注1)]に農業法(Farm Bill[(注2)])と呼ばれる法律を制定し、主要な農業政策を定めている。米国は日本の主要な農産物輸入先であり、かつしばしば革新的な施策を創り出しているため、その政策動向は重要である。現行の2018年農業法は18年12月20日に成立し、有効期間は23財政年度末（23年９月30日）までである。その内容は大枠としては現状維持色が強いものの、詳細をみると将来重要となり得る改正点も多く含まれている。本稿はこの新しい農業法について紹介する。

2018年農業法の主要な課題は、長引く農産物の安値に対応した農業所得安定化政策の改定である。「農業法」は通称であり、2018年農業法の法律名は「2018年農業改良法（Agriculture Improvement Act of 2018[(注3)]）」（公法115-334）である。この名称にも反映されているように、既存条文の部分的な変更を多く含み[(注4)]、その内容を理解するには従来施策の把握が前提となる。

また、18年９月まで有効であった従前の2014年農業法は、その最後の年に2018年超党派予算法によって改正された。この改正は2018年農業法と一体のものとして捉えるべき重要な内容を含んでいるので合わせて取り上げる。

以下では農業法の概観と主な論点、そして農産物プログラム（後述）の構成と改正内容について述べる。そして後段では法律の形成過程と、トランプ政権による独自の貿易緩和プログラムについて手短に触れたい。

あらかじめ要点を述べると、2018年農業法の農産物プログラムは、第一に14年以来続く農産物の安値への対応を行った。すなわち綿花と酪農のセーフティーネット再構築（綿花の不足払い復活、酪農利幅補償の拡充）や、不足払い・収入ナラシ制度の柔軟性拡大（制度選択の毎年実施）等である。また、第二に財政制約の下で当面の支出を抑制しながら農産物のさらなる値下がりや高値の再来に備えた（融資単価の引上げ、高値が続いた場合に不足払い発動価格を一時的に引上げ）。法律の形成過程においては、前回の2014年農業法に続いて低所得者向け食料援助（SNAP）の縮小を巡り厳しい対立が生じたものの、最終的には短期間で歴史的な多数の賛成により法案が成立した。そしてトランプ政権は通商摩擦で損失を被った農業者への支援措置を実施しているが、農務省独自の施策としては前例のない規模であり、農業法の施策に匹敵する。

（注１）実際の制定時期は法案作成・審議の経過次第でずれこみ、前後の農業法との間の期間が５年とならないこともある。たとえば2008年農業法と2014年農業法の間は６年、2014年農業法と2018年農業法の間は４年となっている。2008年農業法は期間が延長されたため、08～13作物年の６年間が対象となった。

（注２）billは通常は法案のことであるが、農業法の場合は成立した法律もFarm Billと呼ばれている。

（注３）これは短縮名称であり、正式な名称は「2023財政年度までの農務省による農業およびそれ以外のプログラムの改革と継続、およびそれ以外の目的について定める法律」。

（注４）従来の2014年農業法などの規定を修正する形の条文が目立つ。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1　農業法の概観

米国では議会の権限が強く、法案の提出と予算の決定は議会の管轄である。法律は各種施策の具体的な内容を規定しており、分量も多い。

農業法は各種の具体的な施策の集合体であり、条文は数百頁に達する。そのあり方は乗合バス（omnibus）とも呼ばれる。農業法に基づく財政支出の大部分は義務的支出（mandatory spending）であり(注5)、連邦政府の年次予算に自動的に組み込まれる。そのため農業法では個々の施策について支出の単価や予算額を定め、また法案には議会予算局の作成した年次別財政予測値を付している(注6)。

2018年農業法は全体で12編からなり（第１表）、その構成は従前の2014年農業法と同じである。予算額（予測値）は５年間合計で4,282億ドル（１ドル≒110円として47兆円強）である。そのうち栄養プログラム（低所得者向けの食料援助等）が全体の４分の３を占めている。この栄養プログラムは基本的に福祉政策であり、それを除けば農業関連予算は４分の１にすぎない。しかし政治的には栄養プログラムによって都市部の民主党議員等からの支持を取りつけ、議会における農業法の可決が可能となる。農業補助金と食料援助のいずれも単独では議会で必要な支持を得られないため、こうした協力関係はオムニバス式の農業法が作られるようになった1973年農業法以来続いている。

農業関連の主要な施策は作物保険（収量保険・収入保険）、農産物プログラム（各種直接支払い等）、保全プログラム（土壌・環境）であり、これらと栄養プログラムを合わせると予算全体の99.2％に達する（第１図）。農産物プログラムと作物保険は農業所得の補てんないし安定化を目的とする施策であり、合わせて農業所得安定化政策と呼ぶ(注7)。本稿ではそのうち2018年農業法の主な対象である農産物プログラムを取り上げる(注8)。

新たな農業法の予算規模は既存制度によ

第１表　2018年農業法の構成

編	名称	編	名称
1	農産物	7	研究、普及および関連事項
2	保全	8	林業
3	貿易	9	エネルギー
4	栄養	10	園芸
5	信用	11	作物保険
6	農村振興	12	雑則

資料　筆者作成

第１図　農業法の予算内訳（2019～2023年合計）

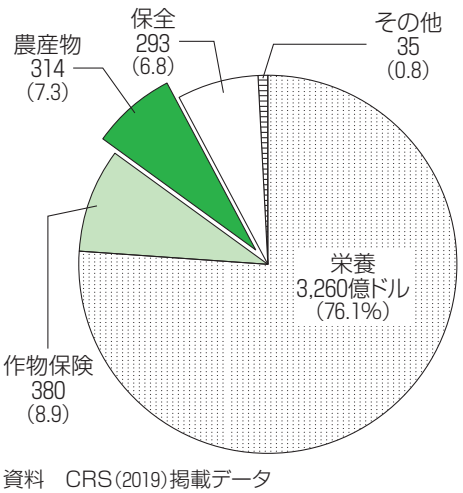

資料　CRS（2019）掲載データ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

って基準額が決まる。議会予算局は、現行法が継続した場合を仮定した将来10年間分の予算所要額を予測している。これを予算基準額（baseline）といい、新たな農業法を策定する際の予算枠として用いられる。米国では農産物の価格と連動する施策が多いため、この点は重要である。市況次第で当面あまり発動の見込まれない施策であれば少額の予算で農業法に盛り込むことができ、市況が変化すればその次の農業法で自動的に大きな予算を確保できる可能性がある。

（注５）義務的支出以外の部分は裁量的支出（discretionary spending）である。下院および上院の法案に関する議会予算局の推計（CRS（2018b）を参照）を元にすれば、2018年農業法の支出額のうち裁量的支出は５％強、つまり義務的支出は95%弱とみられる。

（注６）法律の有効期間は５年間であるが、財政予測は10年分作成される。

（注７）米国ではしばしばセーフティーネットと呼ばれる。

（注８）作物保険の変更点は少ない。保全プログラムは紙幅の制約から割愛したが予算配分の変更などの各種変更がなされている。

2　農産物の安値と財政制約

2018年農業法の重要な規定要因は、長引く農産物の安値と財政制約の２つである。

米国の主要穀物価格は07年から14年前半まで高値となった（第２図）。バイオ燃料原料用のトウモロコシ需要拡大、原油など商品市況の高騰、中国の輸入拡大といった要因が重なり、投機資金も流入した。そうしたなかで2008年農業法と2014年農業法では農産物の高値に対応した農業所得安定化政策の形成が進み、2014年農業法では値下がりに備えた施策が拡充・新設された（平澤（2014））。

第2図　米国3大作物の価格推移

出典　CBOT期近先物（Bloomberg）
（注）　日次データ、19年4月10日時点。

上記の高値要因は順次後退していった。バイオ燃料の生産は頭打ち、商品市況は低調となり、中国の輸入は減速した。その後、14年後半以降の主要穀物価格は06年以前に比べれば依然として高いものの、ピーク時と比べれば半分程度の安値が続いている。低価格が長引くなかで、2014年農業法で導入・改正された農業所得安定化政策は農業者の所得減少を補償するうえで問題が指摘されるようになった。詳細は次節以降で述べるが、なかでも綿花と酪農については刷新された制度の不具合が顕著となり、何らかの対応が必要とみなされた。また、それ以外の作物についても安値の長期化によって収入ナラシによる補償の水準が低下し、有効性が減じた（平澤（2016））。

農産物の値下がりにより農業所得が減少したものの、そのてこ入れのために農業法の予算を増額することは容易ではない。議会で追加的な財政支出を定める際には、財政状態の一層の悪化を防ぐ目的で、同額の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

財源拡大または他の支出の削減を求める「ペイゴー（PAYGO：Pay As You GO）」ルールが課されている。

むしろ共和党の財政保守派は栄養プログラムのうち最大の施策であるSNAP（補助的栄養支援プログラム[注9]）を中心に農業予算の大幅な削減や、栄養プログラムの農業法からの分離を要求していた。SNAPの支出は08年のリーマンショック以後、景気後退を反映して倍増し、財政保守派の反発を招いた。2014年農業法を制定する過程ではSNAPの縮小が争点となり、13年には下院本会議で史上初めて農業法案が否決され（平澤（2013））、さらにいったんは栄養プログラムが別の法案として切り離されるに至った。最終的には従来型の農業法が成立したものの、これは栄養プログラムと農業関連施策を組み合わせることで議会の承認を確保する従来の枠組みを揺るがす事態であった。農業部門が内部にいくつもの対立を抱えて結集力を欠いた（平澤（2013））こともこうした混乱の一因となった。2018年農業法へ向けて、下院共和党はSNAP受給者に要求される就労義務（以下「就労要件」という）の強化を主張し、トランプ大統領もそれを支持した。そして後述するようにこれが2018年農業法の形成過程における最大の対立点となった。

一方、綿花と酪農については新たな農業法を待たずに18年から施策が変更された。2018年超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2018, PL 115-123、２月９日成立）に盛り込まれた2018年農業プログラム改善法（Improvements to Agriculture Programs Act of 2018[注10]）により、既存の2014年農業法を改正したのである。この改正によって５年間で７億ドルの追加的な予算[注11]が得られた。この予算枠は、2018年農業法の予算にも反映されている[注12]。

（注９） Supplemental Nutrition Assistance Program。低所得者向けの食料援助であり、旧称はフードスタンプ。

（注10） 本来は災害支援を目的とする追加的な歳出予算法案であった。

（注11） 支出額ベースの値。

（注12） 綿花団体はこうした手段なしに2018年農業法の審議過程で追加的な予算を確保することは難しかったであろうと述べている（NCC（2018））。

3　農産物プログラムの改正

次に、主要作物と酪農について、農産物プログラムの概要と2018年農業法による主な改正点を整理する[注13]。ただし綿花は今回の焦点の一つであり、固有の問題を有するため他の作物とは分けて述べる。

（注13） これ以外に砂糖プログラムもあるが、やや特殊であり改正点もほとんどないため割愛する。

（1）　主要作物

a　制度の概要と論点

主要作物の農産物プログラムは農産物の価格等が下落した際の補てんを行う制度であり、２階建てとでもいうべき構造になっている（第３図）。１階部分は価格の極端な低迷時に対応する販売支援融資であり、２階部分はそれよりも市場価格が高い場合にも対応する不足払い・収入ナラシ[注14]である。

（注14） 本稿では一貫性を持たせるため制度の一般的な呼称として「不足払い」と「収入ナラシ」を用いる。正式な制度名は法律や法案ごとに異なる場合がある。「不足払い」は同種の制度が最

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　主要作物の農産物プログラムの仕組み（模式図）

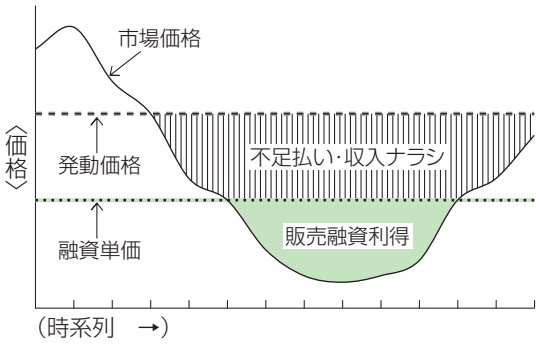

資料　筆者作成

初に導入された当時の制度名であり、「収入ナラシ」は日本の類似の制度から援用した。現行の不足払い制度は2014年農業法で導入された価格損失補償（PLC: Price Loss Coverage）、2008年農業法までは価格変動対応型支払い（CCP: Counter Cyclical Payment）であった。現行の収入ナラシ制度は2014年農業法で導入された農業リスク補償（ARC: Agriculture Risk Coverage）、2008年農業法では平均作物収入選択（ACRE: Average Crop Revenue Election）プログラムであった。

(a)　販売支援融資

販売支援融資（Marketing Assistance Loan）は、作物を担保とする融資を提供するとともに、抵当流れ、返済額の引下げ、それに融資不足払いを組み合わせて価格低迷時における最低限の所得支持を行う（第４図）。

作物担保融資は期間９か月の短期融資である。融資額は、作物の単位数量当たりの金額（融資単価）があらかじめ定められている。これによって農業者は当座の運転資金を確保することができ、収穫時の投げ売りを避けて市場価格が高くなるまで作物の売却を待つことが可能となる。なお、融資単価は生産費の高まりにもかかわらず近年多くの品目で横ばい傾向が続いていた。

第4図　販売支援融資の仕組み（模式図）

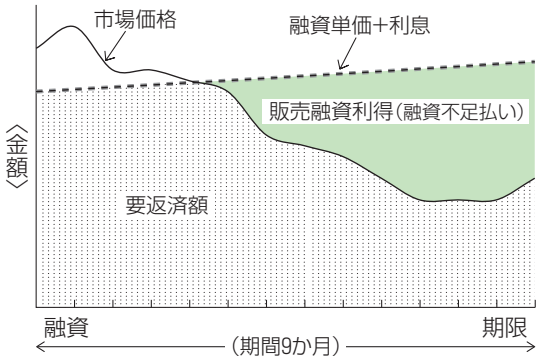

資料　筆者作成

この融資はノンリコース融資、すなわち担保価値以上の返済を求めない仕組みである。作物の市場価格が融資額（融資単価）よりも低くなった場合、農業者にとっては融資を全額返済するよりも、返済せずに担保作物を差し出す、つまり抵当流れとした方が有利となる。このとき農業者は融資額（利息を含む）を手元にとどめることで農産物価格よりも多くの金額を得ることになる。

しかし、これでは価格下落時に多くの農家が抵当流れを選択し、政府に在庫が集積してその管理と処分に費用がかさんでしまう。それを少なくするための仕組みが２種類用意されている。一つは融資の返済額を市場価格の水準まで引き下げる措置であり、もう一つは融資不足払いである。

融資の実際の返済額は、融資額（および利息）と市場価格のうち低い方である。市場価格は原則として農場所在地域の実勢価格（30日間平均）である。返済額が融資額（および利息）を下回る場合、その差額を販売融資利得（marketing loan gain）という。しかしこの返済額は、抵当流れ・政府在庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の拡大およびそれにかかる政府の費用を最小化するため、また米国産品が自由かつ競争力を持って国内外で販売できるようにするために、農務長官が別の計算方法でさらに低く設定することも可能である。特に綿花（陸地綿）・長粒米・中粒米の場合は、米国の品質と立地に合わせて調整[注15]した世界市場価格が用いられ、（国内価格の方が高い場合に）内外価格差を補てんし、国際競争力を持たせる効果がある。

もう一方の融資不足払い（Loan Deficit Payment）は直接支払いの一種であり、融資を行う代わりに、融資単価（および利息）と（融資を仮定した場合の）要返済額の差額を農業者に対して支払う。農業者は必要に応じて同じ品目の任意の分量を作物担保融資と融資不足払いに振り分けて利用することができる。

（注15）綿花の場合は平均輸送コストを含むことが明記されている。

（b） 不足払い・収入ナラシ

次に２階部分は２種類の直接支払い（不足払いと収入ナラシ）があり、作目ごとにいずれか一つを選ぶ選択制である。

不足払いとは、農産物の価格が所定の水準（以下「発動価格[注16]」という）を下回った場合にその差額を補てんする制度である。1973年農業法で導入され、所得支持政策を担ってきた[注17]。2014年農業法ではほぼ30年ぶりに発動価格が本格的に引き上げられた。

それに対して収入ナラシとは、農産物の販売収入（＝価格×単収）が直近数年間の平均値を下回った場合にその差額を補てんする制度である。作物価格の歴史的な高値に対応する施策として、2008年農業法で導入され、2014年農業法による改正でほぼ現在の制度が整えられた。収入ナラシは導入当初から不足払いとの選択制であり、2014年農業法で作目ごとの選択が可能となった。

ちなみに米国の収入ナラシには、計算に郡別単収を用いる郡収入ナラシと、個別農場の単収を用いる農場収入ナラシ[注18]がある。農場収入ナラシの利用はごく一部に限られているため、以下では郡収入ナラシのみを扱う。

郡収入ナラシは2014年農業法で導入されたが[注19]、そこで用いられた全国農業統計局（NASS）の郡別単収データは近隣の郡同士で大きな差が生じたり、実態と合わないなどの指摘が各地で相次いだ。当該データは本来全国集計値を作成する目的で収集されており、郡レベルではサンプル不足によるばらつきや欠落など精度に問題が多かった。

不足払いと収入ナラシの間の選択を考えるには両者を何らかの方法で比較する必要がある。収入ナラシは平年作、つまり単収を一定とみなせば価格ナラシとなり、同じく価格のみに基づく不足払いとの比較[注20]が容易となる。その際、直近数年間の平均価格[注21]を収入ナラシの発動価格と呼ぶことにする。

不足払いの発動価格は原則として固定されているのに対して、収入ナラシの発動価格は毎年変動する。農産物の市場価格が高まって不足払いの発動価格を上回ると、不足払いは支払われない。それに対して、収入ナラシの発動価格は直近数年間の市場価

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

格が高ければそれに合わせて上昇するため、高価格の下でも値下がり時の補てんを提供できる。逆に農産物の市場価格が低下して不足払いの発動価格を下回ると、不足払いは値下がりを補てんし、安定的な収入単価（発動価格）を提供する。それに対して収入ナラシの発動価格は直近数年間の市場価格が低ければそれに合わせて低下するため、値下がりや安値が続いた場合には十分な所得支持を提供できない。このように総じて作物の高値の下では収入ナラシが、安値の下では不足払いが農業者にとって有利となる。

2014年農業法の下では、収入ナラシ制度の各種改善や先行きの作物価格下落見込みから、不足払い・収入ナラシ対象農地の４分の３が収入ナラシを選択するに至った(注22)。また、収入ナラシはその構想時から既存の収入保険を補完することが想定されており、両者は農産物の高値の下で値下がりリスクに備える「リスク管理」の手段として重視された。ただし、収入ナラシの導入を主導したのは中西部を中心とするトウモロコシ、次いで大豆部門であり、それに対して南部の作物である綿花、米、落花生の各部門は収入ナラシに消極的で、不足払いを重視している。

2014年農業法の成立以降、プログラム対象作物の多くは値下がりや安値が続いて収入ナラシの補償水準（発動価格）が低下し、また収入ナラシの補償限度が基準収入の10％までに限られていたため、次第に不足払いの方が有利となった（平澤（2016））。３大作物のうち小麦は16年、トウモロコシは17年、高値が比較的最近まで続いた大豆ですら、18年には収入ナラシの発動価格が不足払いのそれを下回った（第５図）。いま一つの農業所得安定化政策である作物保険プログラムの収入保険も、短期的な値下がりの補償しかできない(注23)ため、継続的な安値には対処できない。一定した発動価格により安定的な補償を提供する不足払いの利用意向が高まっているが、既往制度の下では不足払い・収入ナラシの間の選択は各農業法の期間中に１回限りであるため、農業者は収入ナラシから不足払いに乗り換えることはできなかった。2018年農業法が適用される19作物年には収入ナラシから不足払いへ利用者の乗り換えが大規模に発生すると見込まれている（第６図）。

(注16) 正式名称は不足払いと収入ナラシの間で異なり、また法律による変更もあるため、本稿では一貫性を持たせるため「発動価格」を用いる。現行の不足払い制度における正式名称は参照価格（reference price）、2008年農業法までは目標価格（target price）であった。

(注17) 融資単価を引き下げて作物価格の安値を誘導して輸出競争力を回復し、不足払いにより農家の収入を補てんした。これによって価格支持政策と所得支持政策が分離した。

第5図　大豆の政策価格等の推移

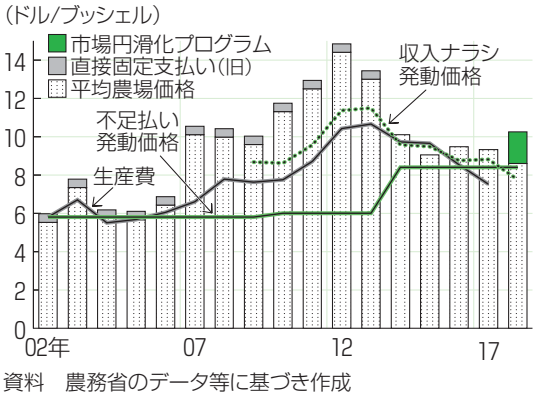

資料　農務省のデータ等に基づき作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第6図　不足払いと収入ナラシの利用面積割合（3大作物）

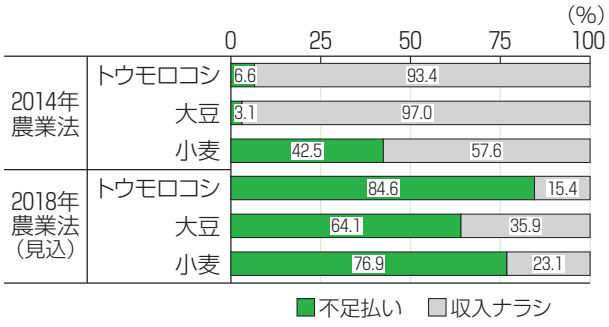

資料　CBO(2019)のデータに基づき作成
（注）　収入ナラシは郡収入ナラシと農場収入ナラシの合計。

(注18) 農場収入ナラシはまた、対象品目すべての合計収入を補償対象とする品目横断的な制度である。個別農場の単収は変動が大きいため、補償対象面積は基礎面積の65%に抑えられている（郡収入ナラシの場合は85%）。

(注19) 2008年農業法では州単収に基づいていたが、州内で地域により作況の相違が大きいため、農場の単収リスクに十分対応できなかった。

(注20) 現実には、収入ナラシには単収の下落を補てんする機能もあり、それは農業者が収入ナラシを選択する理由となり得る。干ばつ等による単収リスクの大きな作物や地域ではそうした傾向が強まる。

(注21) 5中3平均。米国の収入ナラシ制度では免責部分が14%あるため、実際にはその86%を用いることにする。

(注22) 導入初年次に収入ナラシの発動がほぼ確実であったことから、事前の予想を上回る選択率の高さとなった（平澤（2016））。

(注23) 日本の収入保険とは異なり、通常は作付期から収穫期までの収入（＝価格×単収）の下落が保険の対象となっている。日本の収入保険制度と類似した過去数年間の平均収入に基づく保険としては、総農場収入補償（WFRP）保険がある。

(c)　過去実績と受給額上限

不足払い・収入ナラシの支払額は、財政支出の抑制とWTO対応のため、過去実績に基づく仕組みとなっている。支払対象となる農地面積（支払面積 payment acres）は過去の品目別作付実績に基づく基礎面積（base acres）の85%が用いられる。また、不足払いの支払額算出に用いられる品目別の単収は各農業者の過去実績に基づく支払単収（payment yield）が用いられる。一方、収入ナラシの発動基準は過去5年間の平均的収入（基準収入）から免責部分（14%）を差し引いたものである。

不足払い支払額＝（発動価格－12か月平均全国市場価格）×支払単収×（基礎面積×85%）
郡収入ナラシ支払額＝（基準収入×86%－実績収入）×（基礎面積×85%）
ただし、基準収入＝5中3平均全国価格×5中3平均郡単収
実績収入＝全国価格×郡単収
支払額は基準収入の10%以内

また、助成金が不要とみなされる高額所得者や大規模経営への支払いを防ぐため、不足払い・収入ナラシには受給者の所得上限と受給額の上限が設定されている。

それに対して、販売支援融資の利用数量は過去の生産実績などによらず農業者の任意であり、受益額ないし受給額の上限に関する制限も緩やかである。大規模経営や、過去実績のない生産にも対応することができる。できる限り多くの生産物を対象とする最低限の施策という性格をみて取ることができる。加えて、販売支援融資は資金を早く受け取れる利点がある。不足払い・収入ナラシは年間平均価格を用いるため、支払時期は遅く収穫期から1年後となる。

b　改正内容

(a)　販売支援融資

販売支援融資の主な改正点は、融資単価の引上げと受給上限額の廃止である。

融資単価の引上げは、不足払い・収入ナ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ラシに影響を及ぼす。農産物プログラムによる補てんの対象となる価格帯の上限は不足払い・収入ナラシの発動価格で定められており、融資単価の引上げはそのなかで販売支援融資が対応する部分を広げ、これまで不足払い・収入ナラシが対応していた部分を置き換えることを意味している。前掲の第３図で言えば、２階部分の上限を固定したままで１階部分の天井を高くすることになる（２階はその分薄くなる)。これによって想定される変化は、①農産物担保融資の金額が増えることと、②早期に価格補てんを受けられる（上述）範囲が広がること、③作物の値下がり幅が収入ナラシの補償範囲（基準収入の10％分）を上回った場合に補てんできる価格帯の範囲が広がること、④そして２階部分の対象から外れている農産物（過去の生産実績を持たない作物や、所得・受給上限を上回る大規模経営）の補てん水準が高まることである。

融資単価が引き上げられた品目は、３大作物とそれ以外の穀物および豆類である(後出第２表)。いずれも現状の市場価格水準では販売融資利得や融資不足払いは発生せず、農家にとって当面の利点は農産物担保融資の金額が増えることである。

また、販売支援融資は制度全体が受給上限額の対象外となった。これまで2014年農業法では抵当流れによる受益額のみが対象外であり、融資利得と融資不足払いには受給上限額が課されていた。

(b) 不足払い・収入ナラシ

不足払い・収入ナラシの主な改正点は、制度選択の機会が毎年に増えたことと、作物価格の高値が続いた場合における不足払い発動価格の一時的な引上げ、そして郡単収のデータ改善である。

農業者は作目別に不足払いと収入ナラシのいずれかを選択するが、新たに毎年選択が可能になった（ただし2020年を除く)。従来、選択の機会は各農業法当初の１回のみであった。

不足払いの発動価格は原則として作目ごとに一定の値が定められているが、温帯ジャポニカ米の場合は長粒米の発動価格と連動しており、今回その方式が変更された。従来は長粒米の115％だったのに対して、19年以降は中粒米と米全体（いずれも12-16年平均）の実際の価格比が適用される。価格比を全国農業統計局のデータにより試算すると123.6％である(注24)。

また、新たな仕組みとして、過去数年の作物価格が高い場合に不足払いの発動価格を最高で15％まで引き上げる方式が導入された。その場合、通常の発動価格の代わりに直近５年間における全国平均価格の５中３平均値に85％を掛けたものを用いる(注25)。これによって発動価格は毎年見直される。

収入ナラシの郡単収データは今回の改正により、信頼性が高いとされる農業リスク管理局（RMA）の作物保険用データを優先的に用いるよう変更された。また、基準収入(注26)を算定する際に用いる価格は原則として直前５年間における全国平均価格の５中３

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

平均値であるが、下限値が設けられている。下限値には不足払いの発動価格が用いられており、今回の不足払いの改正によってこの下限値が引き上げられる可能性がある。

(注24) これを適用すると19年の参照価格は17.30ドルとなり、従来の16.10ドルから７％強の引上げとなる。

(注25) 名称は実効参照価格（effective reference price）。本稿で用いている収入ナラシ発動価格（５中３全国平均価格×86%）とほぼ同じ水準である。

(注26) 基準収入については不足払い・収入ナラシの過去実績の項を参照。

(c)　品目別の比較

こうした制度改正の結果をすべての作目について対比するため第２表を作成した。新制度の適用初年次となる19作物年の数値を用いたが、農場出荷価格（全国平均価格）はデータの制約から18販売年である。

不足払いの発動価格が一時的に引き上げられる品目は、ここ数年間高値の続いたいくつかの油糧種子と豆類に限られている。そのうち菜種と豆類は19年作の農場出荷価

第2表　プログラム作物の市場価格、政策価格と増減率（2019年）

（単位　ドル、%）

作目と数量単位			農場出荷価格（18年）	全国融資単価（引上率）	発動価格		
					不足払い		郡収入ナラシ（14年対比）
					参照価格	実効参照価格（引上率）	
3大作物	トウモロコシ	bu.	3.60	2.20（+12.8）	3.70	同左	3.18（△30.1）
	大豆		8.60	6.20（+24.0）	8.40	同左	8.15（△22.8）
	小麦		5.15	3.38（+15.0）	5.50	同左	4.78（△15.9）
穀物	大麦	bu.	4.60	2.50（+28.2）	4.95	同左	4.45（△ 5.1）
	オーツ麦		2.65	2.00（+43.9）	2.40	同左	2.21（△20.8）
	ソルガム		3.35	2.20（+12.8）	3.95	同左	3.41（△22.4）
	米（長粒種）	cwt	10.70	7.00（+ 7.7）	14.00	同左	12.04（△ 0.0）
	米（中・短粒種）		12.20	7.00（+ 7.7）	14.00	同左	12.04（△ 0.1）
	米（温帯ジャポニカ）		18.30	7.00（+ 7.7）	17.30	同左	16.68（△ 0.0）
落花生		トン	430	355（据置き）	535	同左	460（△ 0.0）
油糧種子	ヒマワリ種子	cwt	17.00	10.09（据置き）	20.15	同左	17.45（△ 0.2）
	カノーラ		16.35	10.09（据置き）	20.15	同左	17.33（△ 0.1）
	亜麻仁		17.41	10.09（据置き）	20.15	同左	17.42（△ 8.7）
	カラシ種子		31.50	10.09（据置き）	20.15	23.17（+15.0）	27.98（△ 0.0）
	菜種		22.00	10.09（据置き）	20.15	23.17（+15.0）	25.37（+ 0.1）
	紅花		18.35	10.09（据置き）	20.15	同左	19.67（△ 0.1）
	クランベ		26.40	10.09（据置き）	20.15	23.17（+15.0）	31.03（△ 0.0）
	胡麻		35.00	10.09（据置き）	20.15	23.17（+15.0）	32.11（+ 0.1）
豆類	乾燥エンドウマメ	cwt	11.00	6.15（+13.9）	11.00	同左	10.32（△ 0.1）
	レンズマメ		20.00	13.00（+15.2）	19.97	22.33（+11.8）	23.13（+ 0.1）
	大ヒヨコマメ		22.00	14.00（+24.1）	21.54	24.77（+15.0）	26.92（△ 0.1）
	小ヒヨコマメ		18.00	10.00（+34.6）	19.04	20.06（+ 5.4）	21.28（+ 0.1）
実綿		lb	－	0.25	0.367	－	－
綿花			0.70	0.52			

資料　2018年農業法、2018年超党派予算法および農務省“ARC/PLCProgramData”の掲載値に基づき作成

（注）1　単位のbu.はブッシェル（25～27kg程度、品目による）、cwtは百ポンド（約45kg）、lbはポンド。
2　作目の区分は筆者による。
3　実効参照価格と郡収入ナラシの発動価格は筆者算出。郡収入ナラシは平年（5中3平均）並みの単収を想定。
4　全国融資単価の（　）内は既往制度からの引上げ率。実効参照価格の（　）内は参照価格対比の引上げ率。郡収入ナラシの（　）内は14年からの増減率。
5　農場出荷価格は未確定の推計値。
6　実綿の全国融資単価は不足払いと収入ナラシの計算にのみ用いられる。綿花の全国融資単価は18年の値。
7　温帯ジャポニカ米の参照価格は筆者が算出。
8　表に掲載した以外に羊毛と蜂蜜の融資単価がある。いずれの品目も融資単価は変更なし、不足払い・収入ナラシの対象外。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

格が前年並みであれば、この新たな発動価格によって不足払いが発動される。

郡収入ナラシの発動価格[(注27)]は、３大作物と各種穀物（米を除く）に関しては2014年農業法の導入時よりも水準が低下している。これは数年来の安値によるものであり、特にトウモロコシの低下割合は３割と大きい。

品目別に発動価格を対比すると、作物の低価格局面を反映して不足払いの有利さが明らかである（第７図）。油糧種子の一部を除きほとんどの作目で不足払いの発動価格が収入ナラシのそれを上回る。また、19作物年は18年並みの価格が続いた場合、３大作物をはじめ大多数の品目で不足払いが発動される。

さらに、19作物年を14作物年[(注28)]と比較すると、14作物年には多くの作目で不足払いの発動価格が郡収入ナラシのそれを下回っていた（第８図で100％未満）のに対して、19作物年には各種穀物や大豆で逆転し、不足払いの発動価格の方が高くなった（第８図で100％超過）ことがわかる[(注29)]。また、南部を主要産地とする米や落花生は14作物年の時点から不足払いの方が発動価格が高かった。

(注27) 郡収入ナラシの発動価格＝５中３平均全国価格×0.86として計算した。

(注28) それぞれ2018年農業法と2014年農業法の当初年にあたる。2018年農業法は12月、2014年農業法は２月に成立し、いずれもそのすぐ後の春からの作物年度を対象としているためである。

(注29) この値が116％強で頭打ちとなっているのは、収入ナラシの発動価格に下限（不足払い発動価格の86％）が設けられているためである。

第７図　政策価格の比較（2019年）

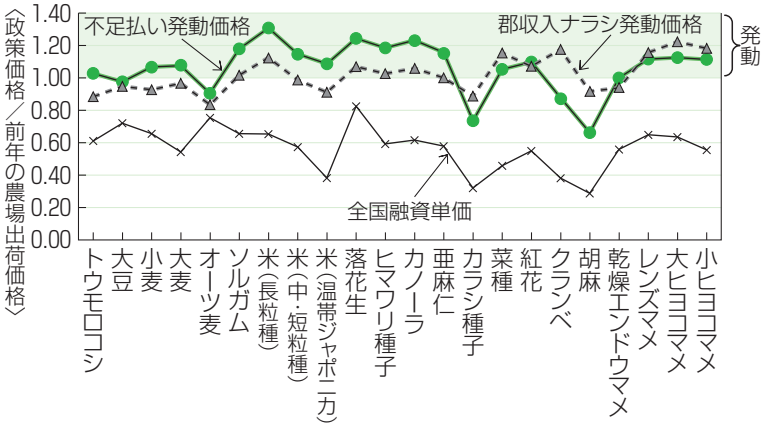

資料　第2表に同じ
（注）１　第2表の各注を参照。
２　農場出荷価格は農務省の19年予測値が未発表のため代わりに前年（18年）の値を用いた。
３　縦軸の値が1を上回れば直接支払い等の対象となる。

第８図　発動価格同士の比率（不足払い／郡収入ナラシ）

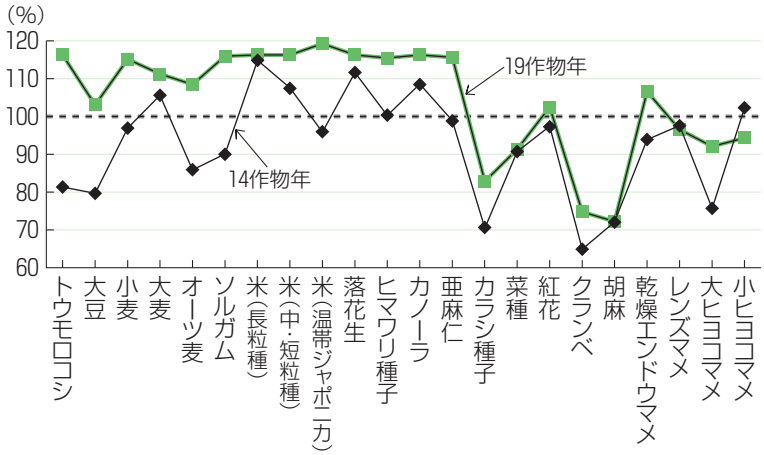

資料　第2表に同じ
（注）１　第2表の各注を参照。
２　19作物年の不足払いの発動価格は実効参照価格、同じく14作物年は参照価格。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2) 綿花

a 既往制度の問題点と臨時措置

綿花部門では不足払いの復活が主な課題であった。問題の始まりは、04年に米国がWTOの綿花訴訟（DS267）でブラジルに敗訴したことである（05年に上級審敗訴）。米国はWTO違反とされた施策のうち、輸出信用保証制度を2005年赤字削減法と2008年農業法で大幅に改正したものの、販売融資制度と不足払い制度は維持した。米国の対応に不満を持ったブラジルは米国に対する報復措置の許可をWTOに申請し、09年に認められた。報復措置の対象は農業分野にとどまらず、かつ知的財産権等を含んでいたため米国は本件を重視せざるを得なくなった。両国の交渉の結果、次の米国農業法までブラジルが報復措置の発動を留保する見返りに、米国は10年以降ブラジルの綿花部門に助成金を提供し、また、米国の綿花政策について合意を得るためブラジルと協議を続けることとなった（CRS（2014））。

2014年農業法はブラジルの報復措置を避けるため、綿花を不足払い・収入ナラシの対象から外し、その代替措置として綿花専用の収入保険である積上所得補償保険（STAX）が導入された。折しも10～13作物年は綿花の価格が高く、不足払いが発動されない時期にあたっていたうえ、南部の大干ばつで作物保険の方に関心が高まっていた。STAXを提案したのは全国綿花評議会（NCC）であった。また、販売支援融資についてはそれまで固定されていた綿花の融資単価を世界市場価格と連動させた。

不足払い・収入ナラシの廃止を受けて、14作物年には経過措置として綿花移行支援支払い（CTAP: Cotton Transition Assistance Payment）が適用され[(注30)]、15作物年からSTAXが開始された。ところが、綿花価格は2014年農業法の成立後に急落し、15年以降は横ばい傾向となった。綿花は中国を中心とする世界的な在庫の積み上がりや需要の減退により、15年に30年ぶりの安値となったのである[(注31)]。新たに導入されたSTAXは作付期から収穫期までの短期的な価格下落にのみ対応しており[(注32)]、導入の前年にあたる14年からの値下がりを補償できなかった。STAXの利用面積は綿花の作付面積の４分の１程度（16～18年）にとどまっており、その点でも不足払いに代わる十分なセーフティーネットとは言い難い。もともと綿花は補助金への依存度が高く、09年までは不足払いによる補てんが続いていた。不足払いを失って安値に見舞われた綿花部門は採算割れの状況となった（第９図）。

綿花生産者を救済するよう要請を受けた農務省は、農業法によらない独自かつ臨時の直接支払いである綿繰費用分担（CGCS: Cotton Ginning Cost Share）プログラムを導入し、15作物年（３億ドル）と、後になって16作物年（助成率は前年の半分）の綿花にも適用した。

(注30) ただし対象面積は綿花の基礎面積の60%に抑えられた。

(注31) 17年上院農業委員会におけるカンザス綿花協会副会長の証言による。

(注32) これは米国の収入保険の基本的な特徴である。前出の（注23）を参照。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第9図　綿花の価格と補てんの推移

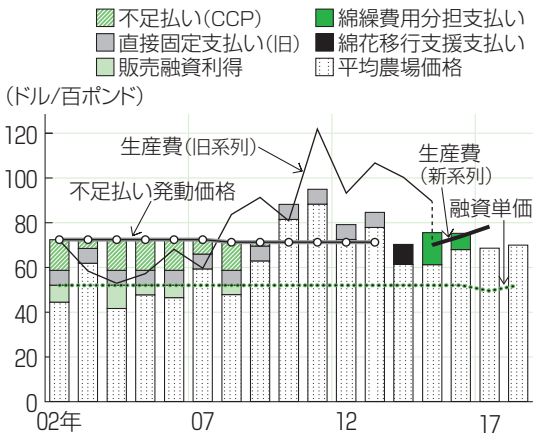

資料　農務省のデータ等
(注) 1　生産費は地代を含み、綿実との間で生産額に応じて案分。
2　綿花移行支援支払いは9ドル/百ポンド。
3　綿繰費用分担支払いは農務省の各種発表を参考にして15年は綿花移行支援支払いの1.6倍、16年はその半分とした。

b　不足払いの復活

2014年農業法によって綿花以外の作物は不足払いの発動価格が引き上げられた。そのなかで不足払いを廃止されて苦境に陥った綿花部門の不満は大きかった。

15年８月に全国綿花評議会は、綿花の副産物である綿実（綿の種子。cotton seed）を「その他油糧種子」の一つとして不足払い（および収入ナラシ。以下省略）の対象とするよう求める方針を決め（NCC（2015））、同年９月に農務長官に要請したが、農務長官はそうした権限は議会にあるとの見解を示し、応じなかった。そのためこの構想は17年に複数の法案に盛り込まれ、最終的に2018年超党派予算法（前述）によって18作物年から綿の不足払いが復活した（CRS（2018a））。

ただし、復活した不足払いの対象品目は綿実ではなく、綿実と綿花（綿繊維）を分離する前の「実綿（seed cotton）」である。Shurley（2018）によれば、綿花団体にとって綿実を不足払いの対象とするのは当面の対策であり、中長期的には綿実ではなく綿花をプログラム作物に戻したいと望んでいた。実綿は綿花を含むので綿花団体の意向に沿っているものとみられる。

実綿生産者は他の作目と同様、不足払いと収入ナラシのいずれかを選択できる。STAXとの併用は認められない(注33)。かつての綿花の基礎面積(注34)は2014年農業法で任意の作目を作付けできる「一般基礎面積（generic base acre）」に転換されたが、2018年超党派予算法では過去の作付実績を加味して実綿およびその他のプログラム作物の基礎面積に再度転換された。実綿の価格は綿花価格と綿実価格の加重平均値を用いる。不足払いの計算に用いる支払単収(注35)は綿花（陸地綿）単収の2.4倍とみなす。また、不足払いと収入ナラシの計算に用いる融資単価(注36)は0.25ドルとみなす。

一方、販売支援融資は従来どおり綿花が対象である。2014年農業法における綿花の融資単価は、直前２年間における調整済世界価格の単純平均、ただし下限0.45ドル、上限0.52ドル（いずれも１ポンド当たり）であった。2018年農業法ではこれに加えて、前年の融資単価の98％を下回らないようにする条件が追加された。

(注33) STAXの利用減少分および一般基礎面積で作付けされていた他作物の不足払い・収入ナラシ減少分によって、実綿の不足払い・収入ナラシに必要な予算のかなりの部分を捻出している。
(注34) 基礎面積については不足払い・収入ナラシの過去実績の項を参照。
(注35) 支払単収については不足払い・収入ナラシ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の過去実績の項を参照。

(注36) 不足払い・収入ナラシは融資単価を下回る部分の値下がりは販売支援融資制度と重複するため補償しない。前掲第３図を参照。

(3) 酪農

a 酪農利幅補償の概要と問題点

酪農分野では、主要な施策である酪農利幅補償（Dairy Margin Coverage(注37)）が発動されにくいことが問題となっている。

酪農利幅補償は、2014年農業法によりそれまでの生乳不足払い(注38)を置き換える形で導入された。補償の対象となる利幅は、米国全体の牛乳価格から平均飼料費用(注39)を差し引いたものである。保険と同様の仕組みであるが、作物保険プログラムとは別建てで農産物プログラムの一つと位置付けられている。

農業者の参加は１年単位である。参加する農業者は年ごとに何ドルの利幅を補償対象とするか（補償利幅水準〔coverage level〕）、および利幅の不足額の何％を補償として受けるか（補償割合〔coverage percentage〕）を選択し、掛け金と事務手数料を支払う。掛け金率は補償利幅水準に応じて定められている。掛け金の額は掛け金率に補償割合と過去生産量(注40)を掛け合わせたものである。１か月ごとに全国平均の利幅実績が算定され、農業者の選択した補償利幅水準を下回れば、その差額に補償割合と過去生産量を掛けた金額が支払われる。また、掛け金以外に毎年100ドルの事務手数料が課される。

酪農利幅補償が導入された理由は、かつての生乳不足払い制度の下では飼料価格の高騰時に飼料費がかさんで乳価が低下しなくとも経営収支が厳しくなったためである。また、歴史的な経緯から不足払いの補償対象は小規模生産に限られていたが、酪農利幅補償は参加者に掛け金を課して大規模生産にも対応できるようになった。この施策を提案したのは全国牛乳生産者連合（NMPF）であった。

ところが、酪農利幅補償の開始（14年９月）より前に飼料価格が下落したうえ、制度設計の途中で予算の不足から飼料費用の評価額が切り下げられたため、補償支払いは発動されにくくなった。その結果、参加者は酪農経営の半数程度にとどまり、かつ参加者は主に掛け金の不要な最低水準の保障利幅のみを利用している（平澤（2016））。16年５月前後に乳価が下落し、議会や農業団体の要請を受けて農務省が酪農家支援のためチーズの買入れを実施した時期にも、本プログラムによる補償支払いを受けた酪農家は少なかった。また、本プログラム参加者の生乳生産シェアは８割に達する一方、小規模生産者の参加率は比較的低く、不足払いが果たしていた小規模生産者のためのセーフティーネットとしての役割は弱まっているように見受けられる。それに対して酪農団体は飼料費評価の適正化や、制度の柔軟化などを求めてきた。

(注37) 英語の制度名は2018年農業法で変更された。従来の名称はDairy Margin Protection Program（DMPPないしMPP）。訳語は同じ酪農利幅補償（プログラム）でよい。

(注38) 制度名は生乳所得喪失契約（Milk Income Loss Contract〔MILC〕）。

(注39) トウモロコシ、大豆、アルファルファの全

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

国価格から所定の重み付けにより算出される。

(注40) 当初は11～13年の年間販売量のうち最大値を用い、以降18年まで、全国平均牛乳生産の増加を反映して調整。

b　各種の条件改善

2018年農業法（および2018年超党派予算法）では、掛け金の値下げや、選択可能な補償割合と補償利幅の範囲拡大などの制度改正がなされた（第３表）。飼料費の評価額引上げは実現しなかったものの、平均飼料費用の計算に用いられる各種データについて農務省が検討し報告書を提出することが定められた。

補償利幅水準は100ポンド当たり４ドルから9.5ドル（生産量の制限あり）までの範囲で0.5ドル刻みで選択できる。掛け金率は最低の補償利幅（４ドル）の場合は無料、それ以上は補償利幅の大きさに従って高く設定されている（第４表）。小規模生産については従来は掛け金率が低く設定されていたが、2018年農業法ではさらに引き下げられた（17年以前との対比）。また、小規模生産に限って補償利幅水準の上限が従来の８ドルから9.5ドルに引き上げられた。この小規模生産量の上限は18年以降、４百万ポンドから５百万ポンド（経産牛220頭に相当）に拡大された。大規模生産者も生産量過去実績のうちこの５百万ポンドについては同じ優遇措置が適用される。また、５百万ポンド超過分の掛け金率は補償利幅が5.5ドル未満の場合に引下げ、同じく5.5ドル超の場合に引上げとなった。

これまで補償支払いが少なかったことから、17年まで、つまり掛け金率の引下げより前の掛け金については、農業者ごとに補償給付額を差し引いたうえで50％（今後の掛け金に充当する場合は75％）を返還することとなった。このこと

第3表　酪農利幅補償の改正点

2018年超党派予算法	2018年農業法
・小規模生産とみなされる生産量の上限引上げ（年間4百万ポンドから5百万ポンドに） ・小規模生産の掛け金率を大幅に引下げ ・補償金の算定・支払いの頻度を2か月ごとから月次に短縮 ・参加期間の短縮（プログラム有効期限までから年ごとに）（注）	・掛け金率の再調整 ・補償割合の範囲拡大（下限25%から5%に、上限90%から95%に） ・小規模生産に限り補償利幅の上限を引上げ（百ポンド当たり8ドルから9.5ドルに） ・補償割合・報償利幅を固定する継続参加者の掛け金割引（25%） ・17年までの掛け金返還（給付額を差し引いた額のうち50%、ただし先行きの掛け金に充当する場合は75%） ・過去生産量の更新を停止 ・飼料費用のデータに関する報告書 ・酪農粗利幅保険（LGM-D）との併用が可能に

資料　筆者作成
（注）　農務省は既に2014年農業法の期間途中での脱退を18年から認めていた。

第4表　酪農利幅補償の掛け金率

（単位　ドル／百ポンド）

保障利幅水準	保険料				
	過去の生産量500万ポンド以下			過去の生産量500万ポンド超	
	17年以前	18年	19年以降	18年以前	19年以降
9.5	-	-	0.150	-	-
9	-	-	0.110	-	-
8.5	-	-	0.105	-	-
8	0.475	0.142	0.100	1.360	1.813
7.5	0.300	0.087	0.090	1.060	1.413
7	0.217	0.063	0.080	0.830	1.107
6.5	0.090	0.040	0.070	0.290	0.650
6	0.055	0.016	0.050	0.155	0.310
5.5	0.040	0.009	0.030	0.100	0.100
5	0.025	0	0.005	0.040	0.005
4.5	0.010	0	0.0025	0.020	0.0025
4	0	0	0	0	0

資料　筆者作成
（注）　「500万ポンド」は17年までは400万ポンド。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

からみて、18年以降の掛け金率の引下げは、高すぎた掛け金率の是正という側面もあると考えられる。

他の施策との関係では、作物保険プログラムの既存商品である酪農粗利幅保険（LGM-D）との併用が新たに認められた。また、法改正とは別に、総合農業団体であるファームビューローがファームビューロー保険会社などとともに酪農収入保険を開発し、18年秋から申込みが可能となっている。

c　介入買入れの廃止

2008年農業法までは、乳製品の介入買入れにより価格支持を行う乳製品価格支持プログラム(注41)が存在した。2014年農業法は、目的を利幅の下支えに変更したうえで介入買入制度（乳製品寄付プログラム(注42)）を残した。

2018年農業法ではこうした常設の介入買入制度は廃止され、代わりに牛乳寄付プログラム（Milk Donation Program）が導入された。この新たな牛乳寄付プログラムは、所定の予算額（年間５百万ドル、19年のみ９百万ドル）で牛乳の寄付を奨励して低所得者への栄養支援を提供し、食品の廃棄を削減するための制度である。従来制度とは異なり価格や利幅の水準に基づいて発動されるわけではないため、需給の変動を調整して市況を下支えする機能はなくなり、福祉政策的な色彩が強くなったと考えられる。

(注41) Dairy Product Price Support Program（DPPSP）。

(注42) Dairy Product Donation Program（DPDP）。

4　農業法を巡る政治情勢

(1)　SNAP縮小論から現状維持へ

2018年農業法は下院での厳しい対立にもかかわらず、最終的には短期間で、かつ高い支持を得て成立した。歴史的な成功と言ってよいかもしれない。

法案の公表から成立までの期間は８か月強で（第５表）、草案から２年半近くかかった2014年農業法とは様変わりであり、その前の2008年農業法や2002年農業法よりも短い。法案の提出と同じ年に成立したのは1990年以来（Agri-Pule, December 12, 2018）のことであり、近年の通例と異なり、従前の農業法の期間を延長する必要もなかった。

SNAPを巡る対立（前述）から一転して合意に至った背景には、18年中間選挙と、両党間の事前の交渉があった。

本来、農業法の法案作成は共和党と民主党が共通の利害に基づいて両党派で行うのが通例である。下院の2018年農業法案についても、18年春の段階で既にSNAP以外の内

第5表　2018年農業法の審議過程

	下院	上院
法案名	2018年農業･栄養法（H.R.2）	2018年農業改良法（S.3042）
委員会	4月12日　公表 4月18日　可決	6月8日　公表 6月13日　可決
本会議	5月18日　否決 6月21日　可決	6月28日　可決 （下院法案を置換え）
両院協議会	9月5日　開始、12月10日　合意 12月11日 下院可決、12月12日 上院可決	
成立	12月20日 大統領署名、成立（公法115-334）	

資料　Congress.govおよび報道発表

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

容については両党間ですり合わせが進んでいた。(注43)

しかし、下院では共和党のライアン議長が17年中から自身の福祉改革の締めくくりとして受給者の就労要件強化を中心としたSNAPの大幅削減を打ち出しており、コナウェイ農業委員長（共和党）が民主党側に譲歩する余地は限られていた。そのため農業委員会において民主党は交渉と修正案の提出を拒否し、農業委員会、次いで本会議でも共和党だけで法案を可決する事態となった。しかも下院本会議では、農業法案は移民関連法案に関する財政保守派の思惑からいったんは否決され、可決には再度の採決が必要であった。党派対立と本会議での否決は2014年農業法を想起させる展開であった。

一方、上院では共和党は可決に必要な６割の議席を有さないため、両党派でSNAP削減を含まない現状維持色の強い法案を作成した。上院は一貫してSNAPの削減に反対であり、下院農業委員会のピーターソン民主党筆頭議員も両院協議会が設置されれば上院農業委員会の側に立つことを明言した。こうして下院共和党との対立が続き、法案の検討はこう着状態となったが、11月には中間選挙が控えており、両者とも本来の主張を曲げて妥協をする意志はなかった。

しかし、中間選挙が終わると事情は一変した。民主党が下院の多数党となったため、19年１月から下院議長と農業委員長が民主党に交代することとなった。しかも、妥協の大きな障害となっていた共和党のライアン下院議長は従前から18年中間選挙での引退を表明していた。交代を目前にして下院農業委員長（共和党）は姿勢を転換し、SNAPの大幅削減を見送って下院民主党および上院との妥協を受け入れ、年末の法案成立につながったのである。

（注43） 18年４月26日のラジオ番組（Adams on Agriculture）におけるコナウェイ下院農業委員長へのインタビューによる。

（2） 圧倒的賛成多数での成立

財政保守派の主張は反映されなかったにもかかわらず、最終的な法案（両院協議会法案）は上下両院とも圧倒的な賛成多数での可決となった。賛成票の割合は下院で89％、上院で87％に達した。下院の値は1973年以降の農業法すべてのうち最高であり、上院の賛成票数87も過去最高である（Congress.govによる）。大統領は拒否権を発動しない意向を事前に表明しており、法案は成立した。

このように農業法案が短期間で広範な支持を集めることができた要因はいくつか考えられる。

まず第一に、農産物価格が低ければ農業法の成立に有利であることはしばしば指摘されている。例えばコナー元農務副長官は1970年代以来農政に携わった経験から、前年の農産物価格が低ければ農業法ではその対策が打たれる傾向にあり、かつ農村票はトランプ大統領の当選に貢献したので農業法の行方については楽観している旨を16年12月という早い時点で述べていた（DTN/Progressive Farmer, Dec 5, 2016）。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第二に、今回の農業法は大部分が既存施策の修正であり、新しい施策は少ないことである。

第三に、農業部門内の結束も、2014年農業法との対比で重要と考えられる。農業法の成立が５年ごとに困難さを増していることは多くの有識者が指摘しており(注44)、とりわけ2014年農業法案を巡る混乱（前述）は関係者に危機感をもたらした。交渉における内部分裂への反省と、厳しい予算見通しから、下院農業委員長など有力議員は2014年農業法成立後の段階から次の農業法に向けた一致団結を訴えてきた。そのかいもあってか、2018年農業法の形成過程では少なくとも表面的には農業部門内部の深刻な対立はみられなかったようである。

第四に、上記の各点と関連して、2018年超党派予算法で綿花と酪農の手当てが相当程度できたことも大きい。これらの施策見直しの必要性は広く認識されていたものの(注45)、それを2018年農業法案に盛り込めば、他の品目との対立の火種となりかねないからである。

そして第五に、ステークホルダーの拡大である。2018年農業法は様々な小規模プログラムを盛り込み、広範な利害関係者を引きつけた（Agri-Pulse, Dec 12, 2018)。産業用大麻(注46)の栽培合法化と振興策は、マコネル上院共和党院内総務の優先事項であった。保全プログラムは、保全留保地プログラム（CRP。土壌浸食防止や環境保全の目的で休耕を奨励する）の面積拡大など各種の改正を含んでいる。ほかの例としては、農務省に都市農業の担当部署を設置し、また有機農業への助成を拡大した(注47)。各種施策の財源を捻出するため、農村電力協同組合に認められていた５％の預け金利息が現在の市場金利水準を反映したものに見直された。

(注44) 例えば米国ファームビューロー連合会で長年にわたりロビイストを務めたマーガレット・サッチャー氏など。

(注45) 2018年農業法の交渉時における下院農業委員長（共和党)、農務長官、ファームビューロー会長はいずれも綿花の主産地である南部の出身である。一方で酪農は下院農業委員会民主党筆頭議員の関心事項である。彼らは綿花や酪農対策の必要性を強く訴えた。

(注46) 麻薬成分をほとんど含まない品種。

(注47) 農業法の成立を受けた18年12月10日のスタビナウ上院農業委員会民主党筆頭議員の報道発表による。

(3)　トランプ政権の貿易緩和プログラム

農業法とは別に、トランプ政権は通商摩擦による農業者の損失を補てんするため、直接支払いなど農業法の施策に匹敵する規模の対策を議会に頼らず独自に講じている。

トランプ大統領はTPP離脱に始まりNAFTA再交渉（USMCA)、米韓FTA再交渉、鉄鋼・アルミ関税、そして中国との貿易戦争まで、矢継ぎ早に急進的な通商政策を打ち出してきた。それによって生じる市場拡大機会の喪失や既存輸出市場の縮小により、農業部門は少なからぬ影響を受けている。とりわけ中国は米国の広範な農産物に報復関税を課し、大豆の輸入を実質的に停止した（その後交渉により一部再開)。また、メキシコは、米国がUSMCAの署名後も鉄鋼・アルミ関税を継続しているとして、米国産豚肉などへの報復関税を継続している。

農務長官は大統領の指示を受けて農業者

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の救済策を検討し、18年７月24日に「貿易緩和プログラム（Trade Mitigation Programs）」を発表した(注48)。農務長官の裁量で実施するものであり、財源は財務省からの借入等(注49)により賄われている。短期的な施策であり、19年にかけて実施される。総予算枠は120億ドルであり、これは農務省の独自施策としては前例のない大きさであるという(注50)。

貿易緩和プログラムは以下の３つの施策からなり、いずれも類似した既存の施策があるうえ、予算規模も大きい。

・市場円滑化プログラム（Market Facilitation Program）：　指定された品目の生産者に対する臨時の直接支払い。予算額95.6億ドル。
・食料購入・分配（food purchase and distribution）プログラム：　他国の報復措置の対象となった農産物を購入し、栄養支援プログラムを通じて分配する。予算額12億ドル。
・農業貿易促進（Agricultural Trade Promotion）プログラム：　有資格団体による外国市場開拓活動への助成。予算額２億ドル。

市場円滑化プログラムの予算額は、2018年農業法による農産物プログラム全体の1.5年分に相当する。農務省独自の直接支払いとしては綿繰費用分担プログラム（前述）の例もあるが、市場円滑化プログラムの予算は桁違いである。食料購入・分配プログラムも既存施策（セクション32）による年間食料買入額を２倍程度上回っている（CRS（2019））。また、農業貿易促進プログラムも農業法による同種のプログラムの年間予算に匹敵する規模である（CBO（2019））。

これらの施策のうち予算の大部分を占める市場円滑化プログラムは、その４分の３が大豆に集中している。大豆の支払単価は1.65ドル／ブッシェルであった。この単価は、中国が米国大豆への25％関税を発表した18年４月から制度導入までの間における価格下落幅に近い（前掲第２図）ものの、その後市況が回復したため、17/18販売年から18/19販売年の間における年間平均価格の低下幅を大幅に上回る見込みである（前掲第５図）。なお、大豆価格は既にほぼ不足払い発動価格の水準まで下がっているため、今後さらに大きな値下がりが発生した場合、その下落分は不足払いで補てんされることになる。

この施策のもう一つの特徴は、施策の導入や詳細に関する農務省の報道発表（18年７月24日、同８月27日、９月４日、12月17日）に農業団体や議会の要請に関する記述がみられず、トランプ政権が独自の判断で打ち出したように見受けられることである(注51)。実際、ファームビューローや米国大豆協会（ASA）が従前からトランプ政権に求めてきたのは一連の関税を撤回して通商摩擦を解消することであり、本施策の発表時には、こうした措置は一時的な対策であり、より長期にわたる貿易戦略が重要との立場を表明している（AFBF, July 24, 2018; ASA, July 26, 2018）。

（注48） 大統領は中国との貿易戦争に関して農業者に埋め合わせをする、しばらく時間がかかるが最終的には農業者にとってこれまでよりもよい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

状況になると述べていた（Politico, April 9, 2018）。

（注49）農務省の農産物信用公社（Commodity Credit Corporation〔CCC〕）は財務省から３百億ドルまでの借入を行うことができる（15 USC §174b（i））。

（注50）グラウバー元農務省チーフエコノミストによる（CNBC, June 24, 2018）。

（注51）トランプ大統領は通商301条に基づく対中制裁措置の追加を発表する18年４月５日付の声明のなかで、農業者およびより広範な農業分野の利害を守るための計画を実施するよう農務長官に指示したと述べている。

まとめと考察

近年農業法の成立が困難さを増していたなかで、2018年農業法が短期間で圧倒的多数の賛成により成立したことは農業部門にとって明るい材料となった。市況の追い風はあったものの、農業部門の結束と新たなステークホルダーの巻き込みによって下院財政保守派の圧力を退け、農業関連施策と食料援助を組み合わせた農業法の継続に成功したのである。緊急度の高い改正を別の法律（2018年超党派予算法）にして先行させたことも奏功した。

農産物プログラムの改正は、主に農産物の低価格に対応した既存施策の修正を目指すものであった。それに該当する主な改正点は不足払い・収入ナラシの柔軟性拡大と郡単収データ改善、綿花の不足払い復活、そして酪農利幅補償プログラムの条件改善である。これらのうち、酪農以外はおおむね当初の目的を果たしたように見受けられる。

また、もう一つの方向性として、融資単価の引上げと、高価格時における不足払い発動価格の一時的引上げは、以下に述べるように当面の予算規模を抑えながら、一層の値下がりや高値の再来といった大きな値動きが今後生じた場合に備えている。これらは一歩先を見据えた施策と言えよう。

販売支援融資の融資単価は、多くの品目で引き上げられた。これは2014年農業法で不足払いの発動価格を引き上げた流れに沿った動きと考えられる。生産費の高まりを反映したものとみてよいであろう。融資単価は引上げ後もなお足下の作物価格を下回っており、当面今回の融資単価引上げによって財政支出が生じることは想定されていない。先行き大幅な値下がりが生じた場合の備えであり、農業者にとって当面は作物担保融資の融資額が増える利点がある。また、現状の市況の下では当面発動が見込まれないからこそ予算額が少なくて済み、その分農業法に盛り込むことが容易であったと考えられる。

また販売支援融資の受益・受給額上限は全面的になくなった。大規模経営にとっては利用する制度が限定されなくなったため、必要に応じて制度を選べるようになり、利便性が増したと考えられる。対象品目の全生産量を対象とする最低限の施策という性格がより強まったと言えよう。

不足払い・収入ナラシについては、まずいずれのプログラムに参加するか、（2020年以外の）毎年選択が可能となり柔軟性が増した。農業者は毎年作目ごとの市況と作況の予想に基づき見直しを行うことになる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

これが初年次である19年のプログラム選択にどのように影響するか、また21年以降は毎年の選択状況の変化が注目されよう。(注52)

不足払いの発動価格は過去数年の市場価格が高い場合に引き上げられるようになった。高価格の時期には一定の範囲内で収入ナラシと同様の５中３平均価格を用いて高い補償水準が提供される。従来の制度では農産物価格の高騰期にも発動価格が低いままであった。しかしそうした場合には生産費も上昇するため（前掲第５図を参照）、値下がりが生じた場合に十分な補償が得られなかった。この変更は、不足払いの安定性にナラシの柔軟性を加えて制度の弱点を克服する試みとみることができる。一方の収入ナラシは、既に2014年農業法で下限価格（不足払いの発動価格を用いる）を導入しており、これは収入ナラシに不足払いの安定性を持ち込むものであった。総じてみれば不足払いと収入ナラシの間で、お互いの長所を取り込む動きが進んでいると言えよう。

足下の市場価格は低位にあるため、この発動価格引上げは当面、生産の少ない一部の品目に限られる。将来価格が高騰した際の備えという性格が強いと考えられる。融資単価の引上げと同様、当面の支出見込みの少なさが予算額の圧縮につながり、この改正を容易にしたと考えられる。あるいは厳しい予算制約の下で比較的予算のかからない施策によって将来への対応を進めたとみることもできよう。

収入ナラシは郡単収データの改善や高価格期における下限価格の引上げ、不足払いへの乗り換えが毎年可能になるなど改良が進められた。しかし現在の市況の下では不足払いの利用拡大が予想されており、当面はその方向が今回の収入ナラシの改良によって変わることはないであろう。

綿花部門は不足払いの復活に際し、WTO対応に配慮して綿花そのものの不足払いを避けた結果、新たに実綿の不足払いが実現した。綿花とその副産物である綿実の両方を含む不足払いは、一見すると対象範囲が拡大して有効性が増すように思われる。この新たな制度が綿花部門にとって価格変動リスクに対処する適切な制度か、あるいは発動価格の水準は適正か、今後実施が進むなかで検証されることになる。(注53)

不足払い制度の復活は、米国農業法にとって初めてのことではない。かつて1996年農業法でも農産物の高値を背景としてすべての作物の不足払いを廃止したものの、その後の市況悪化で毎年臨時の直接支払いを余儀なくされ、最終的には2002年農業法で価格変動対応支払い（CCP）として不足払いを復活させたのである。綿花はこの時とよく似た経緯をたどった。いずれの場合も作物の安値が複数年にわたり、収入保険では対応できなかった。米国の不足払いは輸出を前提として農産物の国際的な価格競争力を維持しながら、低価格時に農家の所得を補てんする役割を担っている。国際市況の悪化時にこれに代わる制度を手当てしない限り、不足払いの必要性は高いということであろう。

確かに不足払いは米国の綿花部門にとっ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ては重要な施策であろう。しかし、かつて10年以上を費やして綿花の不足払い廃止を勝ち取ったブラジルからはどのようにみえるであろうか。国際価格を押し下げる効果を持つ補助金の影響がもともとの問題であった。新たな実綿不足払いはWTO規則との整合性が不確実であり、市況次第で再び問題とされる可能性が高まるかもしれない。今後のブラジルの対応が注目される。

酪農利幅補償プログラムにはいくつかの手当てがなされたが、飼料費の過小評価を見直すには至らなかった。飼料費に関する農務省報告書が待たれる。飼料費が過大に評価されている分、補償が発動されにくいという本来の問題は残されており、いわばその状況に適応して掛け金率の引下げなどがなされた。大きな保障利幅を選択すれば補償は発生しやすくなるので、大きな保障利幅を安い掛け金で提供するようになったことにより、利用者は飼料費の評価額を引き上げるのと同様の効果を得られる可能性があろう。

本制度は、小規模生産者の参加率が低い現状では、大規模生産者向けの制度に変質した印象もある。2008年農業法まで不足払いが提供していた小規模生産者向けのセーフティーネットとしての役割を果たせるかどうかが問われていると言えよう。ちなみに18年の参加者は前年より１割以上増加した（農務省18年12月17日付報道発表）。2018年超党派予算法による掛け金率引下げ等の条件改善に加えて、対象期間の一部が遡及適用となり補償の支払いが事前に確定していたことも寄与したとみられる。2018年農業法で実現した追加的な条件改善により、参加者の増加と、掛け金有料部分の利用拡大が進むかどうかが注目される。(注54)

大統領主導の貿易緩和プログラムは予算規模が異例に大きく、農業法の施策に匹敵する。これまでのところ農務長官は２年目の直接支払いは行わない方針であるが、もし仮にこうした施策を農務長官の意向で自由に行うことを認めれば、議会の役割を浸食することになりかねない。緊急対策の必要性との兼ね合いが重要であろう。財源調達は財務省からの借入によっているが、最終的に議会の決める年次予算で返済するならなおさらである。

(注52) 14年のプログラム選択結果（平澤（2016））は、その年に発動が確実と見込まれる方のプログラムを選ぶ傾向が強かったことを示している。そのような短期的な判断に基づくなら、大きな価格の変化があった年にはプログラム選択にも大きな動きが生じる可能性があろう。

(注53) テキサスA&M大学のアウトロー博士は綿花業界関係者に対して、綿を農産物プログラムに復帰させることが先決であり、内容の改善は後からでもできるとして実綿を不足払いの対象とする案の有用性を訴えた（Delta Farm Press, January 11, 2018）。

(注54) ファームビューローのチーフエコノミストは15年以降の過去データを用いた試算を行い、新制度の有効性は高いとしている（Newton（2019））。

＜参考文献＞

・平澤明彦（2013）「米国下院における次期農業法案の否決」『農中総研 調査と情報』web誌、７月号、４～５頁
https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1307re2.pdf
・平澤明彦（2014）「米国2014年農業法の農業所得安定化政策―緊縮財政下で進む農産物の高値への適応―」『農林金融』12月号、２～17頁
https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

n1412re1.pdf
・平澤明彦（2016）「農産物の安値に直面する米国の農業所得安定化政策──成立から３年目の2014年農業法──」『農林金融』９月号、42～65頁
https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1609re3.pdf
・平澤明彦（2018）「米国の次期農業法へ向けた論点とNAFTA再交渉」『農業と経済』第84巻第３号、78～88頁、４月臨時増刊号
・Congressional Budget Office（CBO）（2019）“CBO's January 2019 Baseline for Farm Programs,” January 28.
・Congressional Research Service（CRS）（2014）“Status of the WTO Brazil-U.S. Cotton Case,” CRS Report, R43336, October 1.
・Congressional Research Service（CRS）（2018a）“Seed Cotton as a Farm Program Crop: In Brief,” CRS Report, R45143, August 1.
・Congressional Research Service（CRS）（2018b）“Budget Issues Shaping the 2018 Farm Bill, ” CRS Report, R45425, December 6.
・Congressional Research Service（CRS）（2019）“The 2018 Farm Bill（P.L. 115-334）: Summary and Side-by-Side Comparison,” CRS Report, R45525, February 22.
・National Cotton Council（NCC）（2015）“Developing a Cottonseed Support Program within the 2014 Farm Bill”.（19年４月13日アクセス）
https://www.ibat.org/files/PDFs/Cottonseed-Proposal-fact-sheet%20-10-15.pdf
・National Cotton Council（NCC）（2018）“Seed Cotton Program Frequently Asked Questions（FAQ）,” April 23.
・Newton, John（2019）“Reviewing Dairy Margin Coverage: Revamped Dairy Program is Worth a Second Look”, January 9.（19年４月18日アクセス）
https://www.fb.org/market-intel/reviewing-dairy-margin-coverage
・Shurley, Don（2018）“New Year Cotton Policy Update”, *Cotton Grower*, January 5.
https://www.cottongrower.com/market-analysis/shurley-new-year-cotton-policy-update/

（ひらさわ　あきひこ）

談話室

お米との出会いが人生を変える
──多様なイネを活かす力──

平成最後の春分の日、日本古代稲研究会の『第33回赤米シンポジウム』に参加した。「古代稲」または「古代米」とは、正確には古代の遺跡から見つかった炭化米や土器の籾痕、古い仏像胎内に残されていた稲籾、あるいは渡部忠世先生が東南アジアの古い城や仏塔のレンガから採取した昔の籾殻のことである。しかし、現在では古い時代の稲の特徴(色、香り、形態・生態)を色濃く残す稲品種群を総称する言葉でもある。渡部先生は、会のメンバー有志とともにアジア稲作起源を探る旅を実践されていた。それを契機に参加者は途上国に学校を建設する支援もされていた。

シンポジウムの冒頭、京都文教短期大学学長(シンポジウム開催当時)の安本義正さんが、古代米ともいわれる赤米が復活した歴史を紹介された。「赤米の願い」は、日本人にとって食文化の原点ともいえる赤米を通して、環境問題、健康問題、食生活など、私たちの生き方を、今一度考えなおすことですと述懐された。

香川県のまるざ発芽玄米研究所の山川瑞穂さんは、ご家族に起きた経験から玄米の治癒力を実感し、健康に良い成分を糠として除かず、かつ消化性を考慮して、発芽玄米の米粉を使って子供から大人までがおいしく食べられるレシピをつくり、普及活動をされている。徳島県名東郡佐那河内村の棚田で栽培された赤米・黒米・緑米で「古代餅」をつくり、ピザなどに加工されている。

栃木県河内郡上三川町の農家の上野長一さんは、赤米・黒米・香り米など、農薬や化学肥料を使わず、混植で栽培した約50品種の玄米を「いろいろ米」と名付けて販売されている。600品種のイネを栽培し、宇都宮大学の学生教育にも貢献されている。

OXYMORON店長の村上愛子さんから、見て美しく食べてやさしいカレーの人気メニューが提供され、また赤米で醸造したどぶろくも堪能できた。本会会長の増田卓也さんは、現在は兵庫県で無農薬・不耕起でお米をつくるひかり農園の園主であるが、その人脈でデザインが専門の方々も多く参加され、美しいイネや田んぼの写真展も見事であった。

東京芝浦のガラス張りのSHIBAURA HOUSEでのイベントは、老若がいりまじり盛況であった。お米との出会いが人生を変えるきっかけになりうることを知

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

った。私も40年前に学生が持ってきた１本の香り米の稲穂からお米に魅せられた者の一人である。広島県の大学で、赤米・黒米・香り米・鑑賞稲・外国稲・健康機能性稲・飼料稲など多様なイネを収集、栽培し、その特徴や利用法を紹介してきた。日本の田んぼの３分の１がコシヒカリ、３分の１がコシヒカリを片親とするひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまちなどの少数品種であり、イネ品種の画一化が指摘されて久しい。

ジャガイモはアメリカ大陸で発見されてヨーロッパに導入された。1845年から1849年の４年間にわたってヨーロッパ全域でジャガイモの疫病が大発生し、とくにアイルランドでは人口800万のうち100万人が餓死または病死し、200万人が国外へ脱出した。当時は収量の多い特定の品種が栽培され、病気に対する抵抗性がなかったのが壊滅的な被害の原因である。遺伝的画一化が進むと、途方もない病害の発生が起きることがあるという実例で、このことを遺伝的脆弱性という。単一品種栽培への警鐘は、カカオ、バナナ、コーヒーをはじめとして、世界で栽培されている多くの作物にも、鳴らされている。

昨年、田んぼアートや有色米の調査で滋賀県内の田んぼを学生たちと見て回った。猛暑の夏は、黄稲が枯れ、また黒米のアントシアニン生成が進まず茶褐色の米になることが多い。黒米の色素発現について、温度や光、肥料の影響を調べてきたが、今回のシンポジウム会場で知り合った会員に有望なイネ品種をいただき、多様な遺伝資源の活用に手ごたえを感じている。青森県田舎館村の古代米で描く「田んぼアート」は天皇皇后両陛下もご観覧された。人口8,000人弱の村に30万以上の人が来場し、地域経済への貢献は計り知れない。「全国田んぼアートサミット」など全国規模の情報交換会をはじめ、海外へも波及していると聞く。イネの多様性が持つ力である。

平成の時代は、広島県立大学、県立広島大学、龍谷大学に勤務し、教職員、学生、地域の人々との多くの出会いに恵まれた。学問上でも少しずつ理解ができることが拡がり、前進できたことに感謝している。滋賀県善水寺の薬師如来像の胎内に残されていた1,000年前の古代米をいただき、DNAレベルで解析中である。令和の時代も、窓辺にペットボトル栽培のイネを置いて、イネの多様性と地域づくりに関わっていきたいものである。

（県立広島大学 名誉教授　猪谷富雄・いたに　とみお**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

観光振興にみる地域金融機関の機能

――４つのネットワークに着目して――

佐藤彩生
〈農林水産政策研究所　農業・農村領域　研究員〉

〔要　　旨〕

近年、地域金融機関による観光振興の取組みが全国的に展開している。本稿では、創意工夫に富む地域金融機関の観光振興の取組事例を５つみていくなかで、地域金融機関が保有する、①本支店間ネットワーク、②取引先ネットワーク、③地域ネットワーク、④金融機関ネットワークの４つのネットワークが多様な観光振興を可能にしている機能であると考察した。観光振興に取り組む意義としては、融資案件の獲得や地域経済の基盤強化のほかに、観光振興という未開拓の分野に挑戦しようとする気概が事業者等に伝播することで、改めて地域金融機関の地域での存在感が示されることにあると考えられる。これにより、事業者等からの相談が寄せられやすくなり、事業者同士のマッチングの実現や事業創出、融資につながるとみられ、さらに観光以外の業種への波及も見込めるなど、地域金融機関の新しい事業展開への示唆となるだろう。

観光振興に持続的に取り組むうえでの課題は、観光振興の収益性、担当者の属人性、関係者の取組姿勢が挙げられる。地域金融機関ごとに観光振興のスキルが蓄積され、振り返りの時期を迎えているところも多いとみられ、今後は観光振興を進めていくかのスタンスの違いが一層現れてくるだろう。

目　次

はじめに
1　観光振興の動向
（1）　主な観光振興の取組み
（2）　観光振興の取組みの背景
2　事例紹介
（1）　但馬銀行（兵庫県）
（2）　京都北都信用金庫（京都府）
（3）　十六銀行（岐阜県）
（4）　大分銀行（大分県）
（5）　佐賀銀行（佐賀県）
3　発揮する機能および意義と課題
（1）　４つのネットワーク
（2）　観光振興に取り組む意義
（3）　課題
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

近年、観光活性化を目的としたファンド支援をはじめ、観光まちづくりへの参画やインバウンド対応のセミナー開催など地域金融機関(注1)による観光振興の取組みが多く展開されている。これらの取組みはニュースリリースや各地域金融機関のシンクタンクのレポートをはじめ、(一社)全国地方銀行協会など団体ごとに公表している地域密着型金融の取組みに関する資料でもみることができる。しかしこういった資料は事例紹介にとどまり、観光振興における地域金融機関の役割に焦点が当てられているものが多く、地域金融機関が観光振興に取り組む意義や事業戦略に触れるものは少ない。この理由としては、地域金融機関の観光振興の取組みを全国で横断的に捉えていないことや、観光振興の手法が多様であることから事業展開に資する要素を抽出しづらいことなどが考えられる。

本稿では、観光振興に積極的で創意工夫に富んだ取組みを手掛けている地域金融機関の事例から、地域金融機関が持つどのような機能が多様な観光振興を可能にしているのかを考察し、ここから地域金融機関の事業展開に資する示唆を得ることとしたい。

なお、本稿では「観光振興」を観光や旅行に関わる宿泊業、飲食業、小売業、運輸業、旅行業、観光まちづくりのみならず、地域産品づくりや地域のブランドづくり、域外発信に関する事業の支援もその範疇(はんちゅう)とする。

(注1) 本稿では(一社)全国地方銀行協会および(一社)第二地方銀行協会に加盟する銀行、信用金庫ならびに信用組合を指す。

1　観光振興の動向

(1)　主な観光振興の取組み

まず、近年にみられる地域金融機関の観光振興の取組みを地域金融機関のニュースリリースや決算説明資料などからみていくと、①ファンド支援、②多様な関係者と連携しデータに基づくマーケティング等観光地経営を行うDMO(注2)等との連携、③古民家等歴史的資源の活用事業、④商談会、⑤セミナーが頻出する。各取組みを簡単に説明すると、①ファンド支援は、地域金融機関がファンドを設立して観光関連事業者や観光まちづくり会社に投融資を行うもの(注3)であり、事業再生や地域活性化を手掛ける半官半民組織の(株)地域経済活性化支援機構(注4)等と連携して取り組む場合が多い。②DMO等との連携は、DMOや観光まちづくり会社への出向および、それらへのアドバイスやイベントでの協力などがある。③古民家等歴史的資源の活用事業は、主に使用されていない古民家を宿泊施設やカフェなどに改装する事業であり、地域金融機関は補助金やファンドを活用して融資を行うケースが多く(注5)、古民家再生事業のノウハウの蓄積がある(一社)ノオトと連携する事例が多い。④には観光や食品、工芸品などをテーマとする商談会があり、⑤セミナーはインバウンド対応やキャッシュレス対応など地域金融

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

機関が事業者向けに開催するものがある。

またこれ以外にも、観光（地方創生含む）に関わる課題解決を目的として金融機関同士が連携協定を締結する動きがみられる（第１表参照）。他産業では競合するが、観光の活性化であれば広域性を生かしたPRや誘客が可能となり、これが地域経済の活性化につながると見込んでいることが連携の動機になっている。(注6)

（注２） Destination Management/Marketing Organizationの略称。2019年３月29日時点で、日本版DMOは123法人、日本版DMO候補法人は114法人登録されている。

（注３） ファンド支援による観光振興については佐藤（2017a、2018a）参照。

（注４） 同組織の詳細は佐藤（2017a）37頁参照。

（注５） 東北観光金融ネットワーク（2018）「東北における歴史的資源の活用にむけて」および（一社）全国地方銀行協会webサイトの「古民家等歴史的資源の活用支援」（URL:https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1201）で事例が掲載されている。

（注６） 東北観光金融ネットワークの連携事例については佐藤（2018b）参照。

（2） 観光振興の取組みの背景

地域金融機関が観光振興に着手するようになったきっかけの一つとして、地方創生政策で地域金融機関も自治体の地方版総合戦略の企画立案に関与することを求められたことが挙げられる。観光振興は国の地方創生政策における重要な施策の一つであることから、地方版総合戦略の項目に観光振興を入れている自治体が多く、立案後も地域金融機関が引き続きこれに対応しているものとみられる。

しかし、近年の地域金融機関の取組みをみていくと、こうした自治体のサポート役といったやや受け身の支援というよりは、

第１表　地域金融機関の広域連携事例

名称	参加行･庫	連携内容	協定締結日
薩長土肥包括連携協定	南日本銀行、東山口信用金庫、高知銀行、幡多信用金庫、佐賀共栄銀行	(1)観光、経済等の幅広い分野における交流支援 (2)地方創生総合戦略支援等に関する情報交換および協働 (3)取引先に対するビジネスマッチング等を通じた支援 (4)商品･サービスの開発･展開	16年３月３日
六ツ星観光プロジェクト	十六銀行、北國銀行、福井銀行、富山第一銀行、百五銀行、名古屋銀行	(1)観光産業の振興に向けた情報交換会の開催 (2)地方創生に資する取組みのあり方の協議･検討 (3)観光関連業者への多様な資金支援の検討 (4)観光関連業者へのノウハウ提供による支援 (5)その他、地方創生に寄与する事業等の実施	16年６月13日
四国アライアンス	阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行	(1)地域の産業･事業を興し、経済の活性化と働く場を創出 (2)地域資源を四国ブランドとして国内外へ発信 (3)域内外交流の活性化 (4)地域を担う人財の育成と金融インフラの形成 (5)四国創生を支える経営基盤の構築	16年11月11日
東北観光金融ネットワーク	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行、七十七銀行、山形銀行、東邦銀行、日本政策投資銀行	(1)観光振興事業に対する金融ネットワークの提供 (2)観光振興事業に対する金融サービスの提供に関する共同での取組み (3)観光振興事業にかかる業界動向、行政動向等に関する情報交換 (4)観光振興事業にかかる勉強会、セミナー等の開催	17年３月15日

資料　各行webサイトのニュースリリース等（19年2月6日アクセス）を基に作成
（注）　本表ではファンドによる連携は含めていない。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

能動的に多様な支援に取り組んでいる様子がうかがえる。観光地の事業者と取引がある地域金融機関では、観光客が伸び悩んでいる状況をみて、これを解決するための手立てを講じる必要性を感じていたことが理由の一つにあると考えられる。併せて、地域経済が低迷するなかで様々な産業に経済波及効果がある観光関連産業に注目し、これに積極的に支援していくことで地域経済を上向きにしていきたいと考える地域金融機関が増えてきたとみられる。

また、地方での訪日外国人旅行者の増加も観光振興に取り組むきっかけの一つとなっているとみられる。日本人国内延べ旅行者数は、近年は６億人程度の横ばいで推移してきた（第１図）。他方、訪日外国人旅行者数は右肩上がりで年々増加している。国内延べ宿泊者数に占める外国人の割合を都道府県別に2013年と18年で比較してみると全国的に割合が上昇しており（第２図）、観光が主要産業ではない地域でもインバウンド観光客増を見据えて観光振興に取り組んでいる可能性がある。

第１図　日本人国内延べ旅行者数と訪日外国人旅行者数

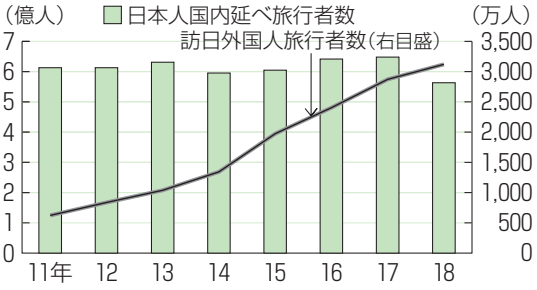

資料　観光庁「旅行・観光消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客数、出国日本人数の推移」
（注）　18年は暫定値。

2　事例紹介

第２節では、創意工夫に富んだ地域金融機関による観光振興の取組事例を紹介する。前半の３つの事例は地域内での観光振興に重きを置いたものであり、後半の２つは地域ブランドの向上や地域産品の販売促進に関する事例紹介である。

(1)　但馬銀行（兵庫県）

a　概要

但馬銀行は、観光振興による地域経済への波及効果を期待し、これまでに古民家再

第2図　国内延べ宿泊者数に占める外国人の割合

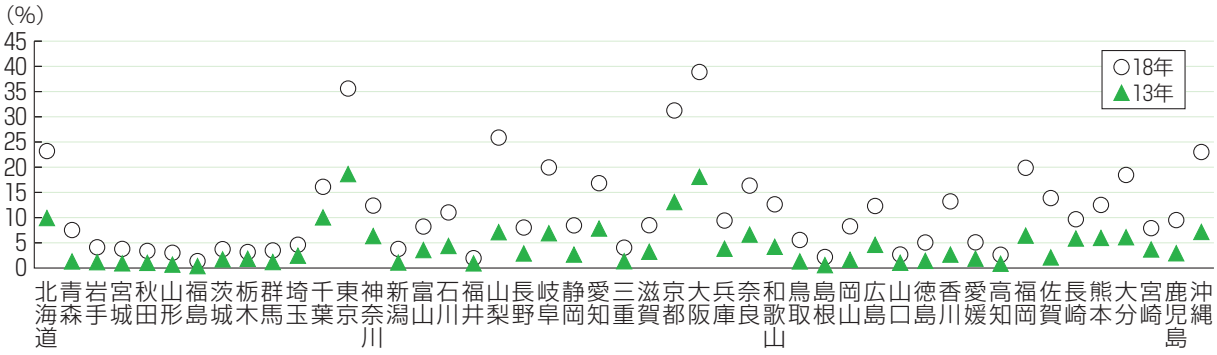

資料　観光庁「宿泊旅行統計調査」
（注）　13年のデータは確定値、18年のデータは速報値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

生をはじめ観光まちづくりへの参画や観光関連の事業者のマッチングなど幅広く取り組み、融資機会の創出を行ってきた（取組内容は第２表参照）。

行内の体制としては、リレーションシップバンキング推進時に設立された法人営業部地域密着推進課（08年設立、１～２名体制）が観光振興を含む地方創生関係の案件を担当しており、支店（69か店）に寄せられた案件の情報を本店で集約し、案件化を図っている。

b　古民家再生事業

同行は古民家再生事業に携わる地域金融機関の先駆けである。15年に官民ファンドである観光活性化マザーファンドとの協調融資で（一社）ノオトと連携し、古民家をリノベーションした「篠山城下町ホテルNIPPONIA」を開設した。古民家再生は一棟数千万円に上る費用がかかるが、ファンドを活用することで融資実行につなげており、様々な地域金融機関がこの手法を取り入れている。

c　観光まちづくり支援

同行は、豊岡市の観光まちづくりを行う（一社）豊岡観光イノベーション(注7)（豊岡版DMO）と連携し、出資だけでなく行員をDMOに派遣し経理等事務関連でのサポートを行ってきた。また取引先をDMOに紹介して、熱気球のフライト体験やカヌー体験など着地型ツアーの造成にも貢献している。

同行は、同DMOがプロモーションする城崎（きのさき）温泉で様々な支援を実施している。旧消防所をアートが楽しめるカフェ併設型旅館に地元の事業者が改装する際、事業計画の作成支援や地域経済循環創造事業交付金を活用した融資の実行のほか、経営者とともに付近の観光関連事業者に飲食部門での連携協力を依頼した。またDMOの構成員の旅行代理店と協力して、城崎温泉の観光案内所をデザイン性が高く目をひくインフォメーションセンターに改装し、外国人対応スタッフを置くなど機能面も充実させたところ、利便性が向上し利用する外国人が増えた。加えて、城崎温泉の旅館経営者との取引関係が長いことから、若手経営者向けに人事・労務・ITなどの勉強会を年６回開

第2表　但馬銀行の観光振興の取組み

古民家再生事業	観光まちづくり支援	その他
・集落丸山開業（09年10月） ・（株）NOTEリノベーション&デザインに対して観光活性化マザーファンドと協調融資を行い、篠山城下町ホテルNIPPONIAが開業（15年10月）	①但馬県民局との連携事業 ・山陰海岸ジオパークでのコウノトリチャレンジライド（13年9月）での協賛、スタッフ派遣 ②豊岡版DMO設立（16年6月） ・設立出資、行員派遣、取引先紹介 ③麒麟のまち観光局設立（18年1月） ・行員派遣、ファムツアーへの情報提供等	・高級サロンバス「ゆいプリマ」のツアー開催（17年9月） ・古民家活用によるジビエレストランの開業（18年9月） ・城崎温泉のカフェ併設型旅館の開業（18年10月）

資料　但馬銀行へのヒアリングおよび提供資料

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

催するなど人材育成にも力を入れている。

（注７）16年６月に設立し、18年７月に日本版DMOに登録。

d　事業者マッチング

観光まちづくりという面的な取組み以外にも、同行は取引先のネットワークを活用して事業者のマッチングを行い、融資につなげている。たとえば、取引先の観光バス会社からの相談を受けて、神戸牛で表彰歴のある肥育農家を紹介したことで、神戸ビーフとワイン、播州織を堪能するバス「ゆいプリマ」のツアーの企画が実現した。

取引先ではなかったが、レストラン経営者に猟師を紹介したことがきっかけとなり、のちに古民家でジビエ料理のレストラン営業と宿泊業、アグリツーリズム等の体験提供を行う事業への融資や支援につながった。

(2)　京都北都信用金庫（京都府）

a　概要

京都北都信用金庫は15年４月に「10カ年長期経営計画」を策定し、地域活性化の旗振り役を果たすとともに、事業者支援を強化し、顧客にとってより親近感・信頼感のある地域金融機関となることを目指してきた。

地域創生事業部（６名）が地域活性化に関わる業務を担っており、その一環として海の京都DMO(注8)と連携した観光振興に取り組んでいる。

（注８）（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社。16年６月に設立し、17年11月に日本版DMOに登録。

b　団体ツアーの誘致

全国の信用金庫の多くは、他の地域の信用金庫が企画する年金友の会(注9)会員向けの団体ツアーの誘致を行っている。同庫も11年より営業エリア内の５市２町(注10)の観光スポットを巡るツアーを用意してきたが、ツアーの参加者数は近年伸び悩んでいた。そこで17年度に観光スポットの写真や解説を載せた約30頁のカラー刷りのパンフレットを海の京都DMOと作成し、全国の信用金庫の旅行企画担当者に配布した。これにより、17年度中に20金庫がモニターツアーに参加し、翌年度には全国の信用金庫のなかで２番目に多い延べ4,000人が同庫のツアーに参加した。

他の信用金庫では知名度のある旅館の宿泊をツアーの売りにするケースもあるが、海の上に建てられた家屋の舟屋や伝統料理のばら寿司づくり、伝統産業のちりめん等体験や学習が同庫のツアーの魅力を高めている（第３表参照）。

第3表　モニターツアーの一例

1日目	2日目
京都駅集合 ↓ 綾部･グンゼ博物苑 ↓ 昼食 ↓ 天橋立（元伊勢籠神社･傘松公園） ↓ 伊根の舟屋群 （海上遊覧、道の駅舟屋から伊根湾を眺望、地元ガイドによるまち歩き） ↓ 夕日ヶ浦温泉で宿泊	夕日ヶ浦温泉出発 ↓ 豪商稲葉本家 ↓ 熊野酒造 ↓ 和久傳の森（美術館） ↓ ばら寿司づくり･昼食 ↓ 橋立やまいち（魚市場）での買い物 ↓ 天橋立にて観光列車「丹後あかまつ」に乗車 …（略）… 京都駅解散

資料　京都北都信用金庫提供資料

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ツアーの造成は海の京都DMOが行ったが、ツアー参加者に満足してもらいリピーターになってもらえるようにと、丹後ちりめんの風呂敷を記念品として贈呈するとともに、同庫が商品やサービスの質などを吟味し厳選した宿泊施設、飲食店・土産物店を立ち寄り先に入れている。団体ツアーの人数の規模ごとに宿泊施設や飲食店等を変更することで、ツアーに関わる取引先は30社に上っている。こうした旅行者の増加で宿泊稼働率が上昇し、宿泊施設の新規設備投資への融資につながったり、土産物の購入額の増加で店の経営が黒字転換するなど効果が現れている。

(注9) 年金友の会とは、年金受給者が年金振込口座を信用金庫に指定する際に加入するものである。各信用金庫によって特典の内容は異なるが、誕生日月のプレゼント、預金金利上乗せ、他信用金庫が提供するツアーへの参加資格の付与等のサービスがある。

(注10) 宮津市・京丹後市・舞鶴市・福知山市・綾部市・与謝野町・伊根町。

c　観光情報の発信

同庫のホームページには、観光スポットや食事、土産物など各支店の職員から情報を集めて作成された「観光口コミ情報」のサイトがある。情報の項目はグルメ、景観、歴史文化、体験に分かれ60を超えており、観光スポットや商品の解説だけでなく、職員の体験談も含めた丁寧な感想が添えられている。このように同庫は取引先の商品の販売促進や飲食店等の利用者拡大にも寄与している。

(3)　十六銀行（岐阜県）

a　概要

十六銀行は観光振興を目的とした他の地域金融機関との広域連携や、DMOと連携した地域振興、古民家再生事業および地産品のPRなど、多様な組織と連携しながら取組みを展開している（取組内容は第４表参照）。

観光振興に関して、事業者支援に関連する案件については法人営業部地域開発グループが、自治体等との連携においては公務営業部が担当している。

b　六ツ星観光プロジェクト

16年６月に、同行が旗振り役となって、北國銀行、福井銀行、富山第一銀行、百五銀行、名古屋銀行の６行で、東海・北陸エ

第4表　十六銀行の観光振興の取組み

DMOとの連携	金融機関との連携	その他
・長良川デパート湊町店のクラウドファンディングに協力（16年4月） ・ORGANと協定締結（16年5月） ・長良川デパート湊町店開業（16年6月） ・長良川てしごと町屋CASA開業（18年5月） ・長良川流域十六地酒めぐり開始（18年6月） ・世界のタマミヤバルチケットに協賛（18年8月）	・六ツ星観光プロジェクト発足（16年6月） ・六ツ星観光プロジェクトビジネス商談会開催（17年7月） ・ぎふ長良川地酒めぐりバスツアー開催（18年9月）	・宿泊サイト会社「ゆこゆこ」への協調融資（17年1月） ・中部運輸局への行員派遣（17年4月） ・JALわく旅キャンペーン2018への協力（18年） ・十六銀行、十六総合研究所、ANA総合研究所、ONSEN・ガストロノミー推進機構で「ガストロノミーツーリズムに関する連携協定」締結（18年4月） ・ALL-JAPAN観光立国ファンドによるみのまちや㈱への投融資（18年12月）

資料　十六銀行へのヒアリングおよび提供資料

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

リアの観光振興を目的とした広域連携協定「東海・北陸観光産業活性化プロジェクト（愛称：六ツ星観光プロジェクト）」を締結した。提携行は以前から長い付き合いがある金融機関同士である。

17年にはこれら６行で観光事業者向けの商談会を開催した。商談会は、通常のものとは異なり、同行が得意とする「逆見本市型商談会」のノウハウを適用しており、大手交通事業者等（バイヤー）からマッチングしたい事業者（サプライヤー）の詳細な条件を事前に聞き、条件に合う事業者をあらかじめ厳選するものとなっている(注11)。バイヤー13社に対し、６行の取引先計153社から商談会のエントリーを受け付け、バイヤーの選考を通過した111社が当日の商談会に参加した。バイヤー側からは「銀行を通してサプライヤー企業を募集したことにより、自社だけでは知ることのできない企業と面談が行えた」という声が、サプライヤー側からは「通常であれば難しい大手企業との商談の機会を得られた」という感想が寄せられ、広域連携を生かした効率的なマッチングが実現した。

（注11） 商談会の詳細な仕組みについては、國島・田代（2018）参照。

c　DMOとの連携による観光振興

同行は16年５月に、日本版DMOのNPO法人ORGAN(オルガン)(注12)と「観光地域づくりに関する協定」を締結した。同NPOは、長良川流域のまちづくりや起業支援、ブランド化や観光振興等を担い、セレクトショップと和傘の専門店を経営している。同行はこれらの事業に対し、クラウドファンディングでの協力や融資を行ってきた。

ORGANは長良川流域の地酒のブランド力向上や観光客の周遊を目指し、16の酒蔵を巡ると特典が受けられる観光キャンペーン「長良川流域 十六地酒めぐり」（18年６～12月実施）を企画・運営した。同行は支店にキャンペーンのパンフレットを置いたり、ATMでの画面広告を展開し、プロモーションに協力した。また、対象酒蔵において、同行が取り扱うデビットカードを提示すると割引や試飲等の提供が受けられるといった特典を設けることで、デビットカードの普及促進という銀行業務への直接的効果も追求した。

さらには福井銀行と協力して、福井銀行の個人取引先36名にORGANが企画・運営するツアー（有料）に参加してもらった。ツアーの内容は、「長良川流域 十六地酒めぐり」に参加している同行取引先の酒造会社の酒蔵見学や、醤油醸造会社の生産現場の見学が楽しめるものとなっており、送客は福井銀行の取引先のバス会社が行っている。土産物の売れ行きは好調で、ツアー参加者からは「地元の人が勧める店に行くことができ満足した」などの反響があった。

（注12） 11年２月に設立し、18年７月に日本版DMOに登録。

d　県外の民間事業者との連携による観光振興

18年４月に全国を投資対象とする民間ファンド「ALL－JAPAN観光立国ファンド投資事業有限責任組合」が設立されたが、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

同行はいち早く活用し、美濃市にある紙商の旧邸宅をショールーム付きの宿泊施設（19年６月開業予定）に改装するにあたって、資金面からサポートを行った。(注13)

また日本航空（株）と連携し、「JALわく旅キャンペーン2018」のホームページでのアンケート回答者への抽選賞品に、取引先が扱う商品（日本酒、菓子、観光プログラム等）を採用しており、地域産品のPRにも貢献している。

(注13) 十六銀行、ALL-JAPAN観光立国ファンド、東海地域中核産業支援ファンドで９千５百万円の貸付、社債、資本性劣後ローンによる金融支援を実行。

(4) 大分銀行（大分県）

a 概要

大分銀行は、地方創生に資する取組みに本腰を入れるにあたり、金融機関の業務を超える範囲の課題解決のため、17年８月に地域商社「Oita Made（株）」の設立を支援した。現在の主な事業は物販であるが、今後は旅行商品の販売や空き物件の活用などの事業を多角的に展開していく予定である。そのほかに観光アプリ「大分めぐりん」の提供や外国人向けのモニターツアー実施などの観光振興にも取り組んでいる。

行内体制としては、地域創造部地域活性化推進グループ（８名）が、Oita Made（株）のサポートや観光振興、地域課題の解決等を担当している。

b 県産品のブランド化

Oita Made（株）は、主にイベント企画の事業を行うNPO法人BEPPU PROJECTから農産品等の企画や開発・販売の事業を引き継ぐ形で設立された。同行は県内の地域産品のブランド化やプロモーション強化にあたり、行員の銀行業務におけるノウハウや経験を生かしたサポートとOita Made（株）の商社機能の発揮により、販売力の弱い農林漁業者、中小加工業者等の支援に取り組んでいる。そのため、同行から支店長経験があるキャリアの長い行員や、融資や海外銀行トレーニー経験のある若手行員など計３名を派遣している。そのほかに商品開発等を担当するNPO法人BEPPU PROJECTの出向者（１名）、店舗管理や在庫管理を行う職員（１名）で経営している。

支援内容としては、営業店の行員にOita Made（株）に出向している行員が同行して、農林漁業者や加工業者の相談に乗り、生産量の拡大や商品開発に対する支援を行っている。具体的な事例として、「いちごビネガー」を加工販売する生産農家においては、買い手のニーズに対して生産量が追い付かないという課題を抱えていたが、イチゴ農園の生産規模や機械の導入についてのコンサルティングを行い、商品の出荷量を増やすことで農家の収益増に貢献した。また、売れる商品づくりのために、百貨店のバイヤーの商品に対するデザイン等の意見を農林漁業者や加工業者に伝えている。こうすることで、取引先との関係を強化し、事業拡大時における融資や法人化支援などにつなげる意向である。

約100の生産者（団体含む）がOita Made

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

（株）と契約し出荷しており、販売商品は農産物や加工品、手工芸品など200品目に上る。Oita Made（株）の商品はインターネットでの購入もできるが、大分市（赤レンガ本店）に店舗を構えており、現状は店舗での購入割合が高い。店舗での人気商品は、みかん、スイートコーンや甘酒、梨ジャムなどがある。また今後は、取引先のネットワークを活用した中国や東南アジアへの輸出等にも積極的に取り組む方針である。

（5） 佐賀銀行（佐賀県）

a 概要

佐賀銀行は、有田の観光まちづくり会社に対するファンド支援(注14)を契機に観光振興の取組みを展開していき、ファンドを活用して、県産米の日本酒のブランド化や、県産食材を使用した料理を提供する香港のレストランの開業支援などの観光振興を行っている（取組内容は第５表参照）。

観光振興を含む地方創生関連の業務を営業支援部地域サポートグループ（約10名）が担当している。支店長が自治体の主催するまちづくりなどに関わる会合に参加し、事業者からの相談を受けたり、情報収集を行うなかで地方創生に関する案件化につなげている。

（注14） 佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第１号。

b 日本酒のブランド化

同行は、鹿島市の酒造会社から県産米を使用した日本酒を製造したいとの相談を受けて、酒米を生産する県内の農業生産法人を紹介し、酒造会社に対して同行のファンド支援(注15)を行った。これにより、100％県産米を使用した日本酒「肥前浜宿（ひぜんはましゅく）」の製造が実現するとともに、市の観光スポットの酒蔵通りで、同酒造会社が経営する県産ブランド商品の土産物店がオープンした。また同行はクラウドファンディングサービスを提供する会社に酒造会社を紹介し、クラウドファンディングでの資金調達も行った。鹿島市の酒蔵ファンの獲得や誘客につながるよう、日本酒「肥前浜宿」のほか田植えや稲刈り体験への参加資格が出資者に返礼された。

（注15） さぎん６次産業化投資事業有限責任組合。

第5表　佐賀銀行の観光振興の取組み

有田の観光まちづくりに関する事業	鹿島市の日本酒のブランド化	県産食材の輸出	その他
・佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第1号設立（15年7月） ・（株）有田まちづくり公社に投資実行（15年10月） ・（株）STUDIO JIKIに投資実行（16年8月）	・さぎん6次産業化投資事業有限責任組合が（株）峰松酒造場に投資実行（16年4月） ・クラウドファンディングでの資金調達（16年12月～17年3月） ・日本酒「肥前浜宿」販売開始・肥前屋新館（土産物店）オープン（17年3月）	・佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号がイートジャパン株式会社（16年8月）とC&Saga Dining Co.,Ltd（18年1月）に投資実行 ・佐楽開業（18年4月） ・佐楽での商談会実施（18年7月31日～8月1日）	・鹿島市の肥前浜宿まちづくり活性化事業に参画 ・唐津市の新天町パティオ再開発事業に参画

資料　佐賀銀行へのヒアリングおよび提供資料

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

c　県産食材の輸出

同行は、佐銀ベンチャーキャピタルによるファンド(注16)を活用して、香港への県産食材や日本酒の輸出促進および佐賀県のPRにも取り組んでいる。16年に国内の農畜水産物を香港へ輸出する会社に対してファンドによる投資を実行したことで、福岡県に倉庫や配送車を配備した流通拠点ができ、九州の食材を福岡空港から輸出するルートが形成された。

また同行は県産食材を使用した香港のレストラン「佐楽（さら）」の開店に向けて、その運営会社へ17年に同ファンドからの投資を実行した。レストランは18年４月にオープンし、佐賀牛のあぶり焼きや県内の蔵元の日本酒を中心とした食事を昼と夜に提供している。器は有田焼を使用し、店内で佐賀テレビが制作した県内の観光PRの動画を配信するなど、観光地への誘客にも取り組んでいる。

佐楽を会場に商談会を開催しており、佐賀の蔵元12社・食品製造業者７社と香港の高級レストランオーナーやシェフ（約50名）との130件以上の商談が行われた。また佐楽は佐賀県産の食材をストックし、香港の飲食店に食材を卸すことで、倉庫のような役割を果たしており、県産食材の輸出拡大にも貢献している。

(注16) 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号。

3　発揮する機能および意義と課題

(1)　４つのネットワーク

事例で述べた地域金融機関の観光振興の取組みから、地域金融機関が保有するネットワークを①本支店間ネットワーク、②取引先ネットワーク、③地域ネットワーク、④金融機関ネットワークの４つに区分し、第３図に図式化した。①本支店間ネットワークは観光振興の業務を担う本店と各支店とのネットワークである。これを活用し、支店に寄せられた相談を本店と共有し案件化したり、支店でのパンフレット設置など

第3図　4つのネットワーク

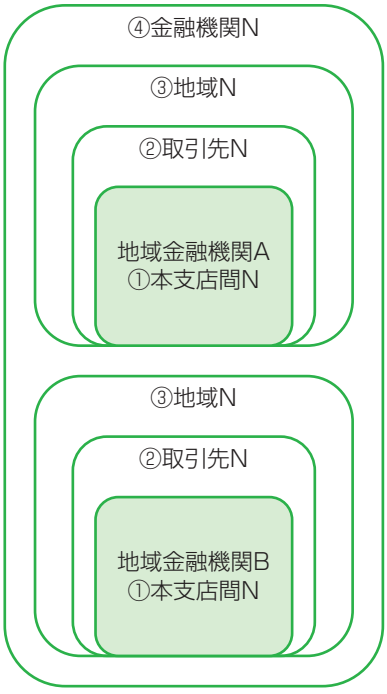

資料　筆者作成
(注) 1　Nはネットワークの略。
2　簡略化のため、2つの地域金融機関のみの関係を模式化した。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

支店網を活用した広域の情報発信を行っている。②取引先ネットワークは貸出や事業支援等で培われた取引先や顧客との関係、③地域ネットワークは自治体やDMO、取引を有しない地元事業者や住民等といった地域や観光まちづくりに関わる主体との連携・協力を指す。④金融機関ネットワークは他の金融機関との連携を指す。

前節で紹介した事例をいくつか取り上げ模式化してみると、たとえば但馬銀行の事業創出の事例では、支店で取引先からの相談を受けて（②取引先ネットワーク）、本部で案件として取り上げ（①本支店間ネットワーク）、取引先を紹介する（②取引先ネットワーク）流れとなっている（第４図）。

また、京都北都信用金庫や十六銀行が関わったツアーの事例については、取引のある地元事業者（②取引先ネットワーク）を立ち寄り先としたツアーをDMO（③地域ネットワーク）が企画・運営し、他の地域金融機関（④金融機関ネットワーク）の顧客（②取引先ネットワーク）がツアーに参加するといった仕組みである（第５図）。

十六銀行の六ツ星観光プロジェクトによる商談会の事例は、各地域金融機関が連携して（④金融機関ネットワーク）、各行の取引先事業者を選抜し（②取引先ネットワーク）商談を行う仕組みとなっている（第６図）。

第４図の事業創出の事例は個々の案件の要素が強いが、DMO（③地域ネットワーク）が関わることでより面的な観光振興が可能となる。さらに④金融機関ネットワークを活用することで、各地域金融機関の営業エリア内の地域にとどまらない広域性を生かした取組みを可能としている。こうした複数のネットワークの組合せによる機能が発揮され、観光振興が多様に分化したものとみられる。

①と②のネットワークは観光振興の取組み以前から構築されていたものであるが、③については近年のDMOの形成に伴った新たな動きとみられる。地域金融機関がDMOの構成員の一員となったり、DMOと連携することなどを通じて、地域の観光地経営で地域金融機関にしかできない役割の発揮がDMOなどから求められているものと考えられる。

第4図　但馬銀行の事業創出の事例

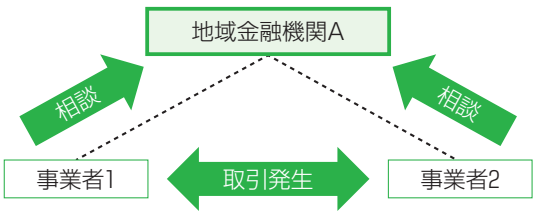

資料　筆者作成
（注）　他の組織を仲介した相談のケースもある。

第5図　京都北都信用金庫や十六銀行が関わったツアーの事例

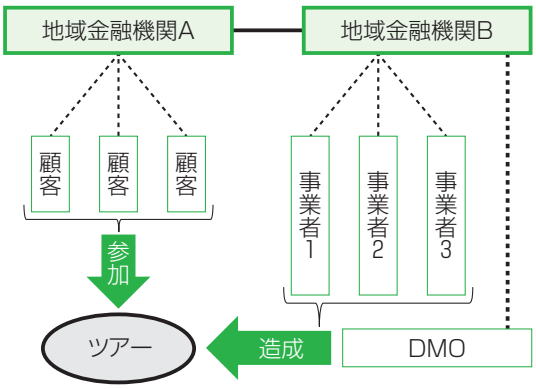

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第6図　十六銀行の六ツ星観光プロジェクトによる商談会の事例

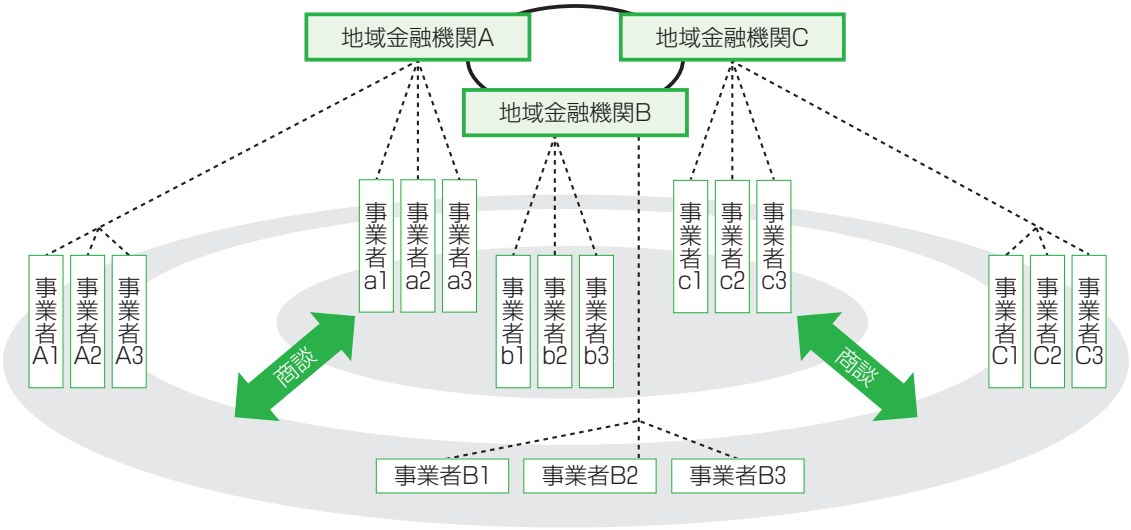

資料　筆者作成
（注）　簡略化のため、3つの地域金融機関のみの関係を模式化した。

また④金融機関ネットワークを活用した取組みの数は少ないものの、誘客などにも大きく寄与する可能性が高く、活用次第では今後広域性を発揮した多様な取組みが展開できるだろう。(注17)

(注17) 筑波銀行は荘内銀行と連携して他県からの誘客を行っている（佐藤（2017b））。

(2)　観光振興に取り組む意義

地域金融機関が観光振興を行うことで、支援先の経営改善や地域への誘客が促進されたりするなどのメリットがあるが、他方で地域金融機関にとってはどのようなメリットがあるのだろうか。そこで地域金融機関が観光振興に取り組む意義について考察したい。

紹介事例からみて、事業者同士のマッチングやツアーの造成など事業者支援に伴った融資案件の獲得が取り組む意義の一つであるとみられる。同時に短期的には融資に直結しない場合もある観光まちづくりにも丁寧に対応しているが、これは面的な観光振興がより多くの事業者の収益拡大につながるため、持続的な地域金融機関経営に不可欠な地域経済の基盤強化に寄与すると期待しているものとみられる。

また、どの地域金融機関も試行錯誤しながら観光振興に取り組んでいるところであるが、少しでも事業者支援につながるようにと未開拓分野に挑戦している地域金融機関の気概が、地域の事業者等に伝播し事業者等からの信頼を得ることで、地域における地域金融機関の存在感が改めて示されていると考えられる。存在感を示し続けることで、取引の有無にかかわらず事業者等からの相談が寄せられやすくなり、それにより事業者同士のマッチングが実現し、事業創出や融資につながることが期待できる。これは先の取引先・地域・金融機関のネッ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

トワークの強化だけでなく、新しいネットワークの創出にも寄与し、さらには観光関連産業に限定されず様々な業種の案件を呼び込むきっかけとなる。こうした時間をかけた信頼の醸成とネットワークの創出・強化が新しい事業展開への示唆となるだろう。

(3) 課題

地域金融機関が観光振興に持続的に取り組むうえでの課題としては、観光振興の収益性、担当者の属人性、関係者の取組姿勢の３点が挙げられる。

１点目の観光振興の収益性については、観光振興の取組みに対するリターンに重きを置かず、地域経済への貢献として取り組んでいる地域金融機関が多いものの、地域金融機関の収益環境が悪化するなかで、高い収益性が見込めない取組みを継続させていくかどうかといった検証の時期を迎えているところもあるとみられる。

２点目の担当者の属人性については、現場に赴き取引先や地域の関係者などとの話合いを重ね信頼関係を構築している担当者が多いことから、人事ローテーションで担当者が交代した場合に、マニュアルでは引き継ぎが難しい部分が出てくるものと予想される。また調査をするなかで、担当者の創意工夫が発揮されている取組みも多く、担当者が交代することで、それまでの取組みを継続させていくことが難しい場合もあるとみられる。

３点目の関係者の取組姿勢については、観光まちづくりでは、主導権は自治体やDMO、地域住民が握っているため、たとえ地域金融機関が観光振興に積極的であっても、観光振興に対する自治体や地域住民の取組意欲の度合いやDMO等の有無、あるいは観光振興に関わる事業者・団体の意向などで、地域金融機関の提案が受け入れられない場合もある。こうしたことが積み重なって地域金融機関が観光振興の取組みと距離を取らざるを得ないケースも出てくるとみられる。

しかし裏を返せば、地域が観光振興に積極的であり、地域金融機関も同じような熱意を持ってこれに着手することができれば、取組みが一層前進するものと期待できる。

おわりに

今後、地域金融機関が基盤を置く地域へ観光客を呼ぶにあたっては、第５のネットワークの構築が期待されるだろう。それはその地域に魅力を感じ好んで訪れる、地域外の人とのネットワークである。地域金融機関は地域外との接点はほとんどないように思われるが、近年クラウドファンディングを活用している地域金融機関も多く、地域商品や新規事業の立ち上げにおけるクラウドファンディングを介して、地域や地産品に興味を持つ地域外の人とのゆるやかなネットワークが構築されつつあり、これが第５のネットワーク構築の有効な手立てとなるだろう。

現在は各地域金融機関で観光振興のスキルが蓄積されてきた段階であり、振り返り

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の時期を迎えているところも多いとみられ、観光振興をさらに進めていくかどうかといったスタンスの違いが今後一層現れてくるだろう。

＜参考文献＞

・國島正人・田代達生（2018）「地方銀行の本業支援の取り組み──十六銀行の支店ネットワークを活用した『サプライヤー探索サービス®』──買い手のニーズを起点とする逆見本市型の効率的なビジネスマッチング」『産学連携学』第14巻第１号
・佐藤彩生（2017a）「観光活性化ファンドによる地域金融機関の観光振興への取組み」『農林金融』２月号
・佐藤彩生（2017b）「サイクリング×地産地消でかすみがうらに新風を～筑波銀行による観光振興の取組み～」『金融市場』８月号
・佐藤彩生（2018a）「観光活性化ファンドを通じた地域金融機関の多様な支援──人的支援にみる観光まちづくり参画への意義──」『農林金融』５月号
・佐藤彩生（2018b）「連携を生かした七十七銀行の観光振興の取組み～自治体、金融機関、他業種との連携事例～」『金融市場』11月号

（さとう　さき）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2018

A4判　193頁
頒 価　2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2018年12月

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

＜シンポジウムの記録＞

日本の農業・農山村をどう構想するか

2018年12月15日（土） 会場：一橋大学

【プログラム】

＜開会挨拶＞　岡室博之（一橋大学大学院経済学研究科 研究科長）
八木正展（農林中央金庫 常務執行役員）
ルイジ・フィノキアーロ（オーストリア大使館 上席商務官）

＜基調講演＞　谷口信和（東京大学 名誉教授・元東京農業大学 教授）
「転換期を迎えた日本の農業・農村政策──農政の危機をどう乗り越えるか──」

＜報　　告＞　多田忠義（農林中金総合研究所 主事研究員）
「オーストリアはこんな国」
モニカ・ツィグラー（通訳家・翻訳家・医師・オーストリア在住）
「オーストリア農業・農山村・人びと
──一橋大学チームとオーストリア農村調査を共にして──」
安達喜代美（山形県 森林ノミクス推進監）
「やまがた森林（モリ）ノミクスのとりくみ」

＜パネル討論＞　司会・進行：寺西俊一（一橋大学大学院経済学研究科 特任教授）
パネリスト：谷口信和、モニカ・ツィグラー、安達喜代美
石田信隆（一橋大学 客員教授・農林中金総合研究所 客員研究員）
藤井康平（神奈川大学 非常勤講師）
石倉　研（一橋大学大学院経済学研究科 研究補助員）

＜総合司会＞　山下英俊（一橋大学大学院経済学研究科 准教授）

岡室博之
一橋大学大学院
経済学研究科 研究科長

八木正展
農林中央金庫
常務執行役員

ルイジ・フィノキアーロ
オーストリア大使館
上席商務官

本記録は、農林中央金庫が一橋大学に開設している寄附講義「自然資源経済論」特別講義の一環として開催された市民公開シンポジウムの概要を（株）農林中金総合研究所の責任においてとりまとめたものである。発言者の肩書きは、開催当時のものである。

【基調講演】

転換期を迎えた日本の農業・農村政策
――農政の危機をどう乗り越えるか――

谷口信和（東京大学 名誉教授・元東京農業大学 教授）

日本社会にまん延する病巣

ジャーナリストの佐高信さんが『鯛は頭から腐る』を出版したのが1998年、今年で20年経っていますが、日本全体、全ての分野に病巣が回ってしまいました。大企業、スポーツ、大学入試、学校教育、経済産業省、政治、あらゆる分野で非常に深刻な事態が起きています。

今の日本は、危機が危機と思われていない可能性があり、一番深刻な事態です。警鐘を乱打して、国民が様々な分野で議論して、新しい展望をつくっていくことが今、一番求められています。ただし、初めに向かうべき方向、目的を決め、それから手段を考えなければなりません。最近、この順番が曖昧になっていることを問題だと考えています。

私が非常に厳しく農林水産省の現在の農政を批判するのは、もちろん、農林水産省に期待しているからであり、何とかしてほしいからです。そして、農政の立て直しは日本社会を立て直すことにつながります。

農産物自由化のドミノ

日本では、1961年から貿易自由化が始まります。自由化は70年代に豚など、90年代に牛肉やオレンジなど、様々な段階を経てきました。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）やWTO（世界貿易機関）体制のもとで貿易自由化や多角的貿易を進めてきましたが、

恐らく、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPA（経済連携協定）が最大規模の自由化の水準になるというふうにみなければいけないということです。

TPP11は18年12月30日に発効する予定で、19年２月１日に日EU・EPAも発効するでしょう。経済自由化が具体化している最中に、日米TAG（物品貿易協定）交渉、実態はFTA（自由貿易協定）交渉ですけれども、19年１月に始まる見込みです。(注1)

当然、トランプ米大統領は、TPP11や日EU・EPAの水準をはるかに超えるものを要求し、20年に予定されている大統領選挙を有利に進めたいでしょう。日本政府は、物品だけの交渉と公表していますが、私はFTA交渉になるだろうとみています。日EU・EPAでは、TPP11と同様に、日本の農林水産物の82％が関税撤廃されております。

TPP11の問題点は、日本政府がアメリカの復帰が見込まれない場合の再協議の規定

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

を執行していない点にあります。日本とオーストラリア、アメリカの間では、牛肉の関税を引き下げることが重要な交渉課題でした。牛肉の輸入量が急増したときに備えてセーフガードの発動基準を協議しましたが、その基準はアメリカがTPPの交渉に参加していた時決めたもので、参加国が変われば基準を再協議することが認められています。しかし、日本政府はそれを放棄し、事実上、オーストラリアからの牛肉輸入枠を拡大させたままとなっています。これは大きな問題だと思います。

日米TAG交渉でも、農産物の関税に交渉が及ぶことは間違いありません。しかし、アメリカが解消したい貿易赤字を、日本に対する農産物の輸出強化で解消することは不可能な状況です。

（注１）TPP11および日EU・EPAは予定どおり発効し、日米TAG交渉の初会合は19年４月15～16日にアメリカで開催された。

ワイン・チーズの関税撤廃がもたらす日本の農業振興への大打撃

私は、協定においては互恵性が大事と考えます。双方に利益になるのであれば、貿易自由化を進めていくことは望ましいと思います。しかし、日EU・EPAでは、日本の中山間地域の農業振興を妨げかねない関税撤廃がなされたのです。

チーズは、カマンベール等のソフト系チーズの輸入で無税枠が設定され、ワインは、関税即時撤廃で合意されました。

日本国内で消費量が増えているチーズやワインは、中山間地域の農業振興で、極めて大きな役割を果たす可能性があるのです。

日本のワインは国際的な品評会でゴールドメダルを取ることが増えてきました。おととしと去年に受賞したワインは、日本国内で栽培したブドウで醸造したワインでした。日本の風土的条件のもとにある農産物をベースにして、世界レベルのワインができるようになりました。

ワインづくりに取り組むことは、中山間地域で問題になっている耕作放棄地の利用にもつながります。しかも、耕作放棄地は何年もの間農薬を使用していませんから、有機ワインの最適地でもあります。ワインをベースにして地域おこしをしようという動きが急速に強まっています。

チーズづくりも、飲用乳の需要代替先として各地で取り組まれるようになっています。その先駆けとして、富士開拓農協によるナチュラルチーズづくりが挙げられます。1985年に、カマンベールチーズをつくり始めています。当時、日本人はチーズをあまり食べていませんでしたので、一時衰退しましたが、近年、日本人のチーズ需要が高まるなか、もう一度やり直そうと奮起されているところです。他県では乳牛頭数が減少するなか、この農協は、頭数を維持しており、非常に頑張っています。

日本各地の中山間地域でワインやチーズで農業振興を図ろうとしていた矢先、日EU・EPAで関税撤廃です。これでは、協定による互恵性が発揮できない恐れがあります。

実は、先進国で食料自給率は高く、途上国で自給率は低い傾向にあります。その要

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

因として、例えば、品種改良が挙げられます。これには、相当な科学技術の進歩が必要です。また、化学肥料や農薬を適切に使いながら単収を上げる技術も、先進国ほど発達しています。

ですから、農業問題は単純な農業だけ、食料だけの問題ではなく、国家を形づくるうえで基礎となる非常に重要な課題で、日本がヨーロッパの先進国と食料自給率で肩を並べようとするならば、まともな農林水産業を確立することが国政の重要課題だと言えます。

しかし、農産物輸入自由化に対する国内消費者の受け止め方は、「安い農産物が買えるからうれしい」「ワインがたくさん飲めてうれしいですね」と、問題の本質からそれた話ばかりが聞こえてきます。

他方で生産者は自民党を支持するものの、その政策を支持しないという、屈折した感情がみられます。政策や政治を非常に疑っている点が一番大きな問題だと思います。

水稲：生産調整廃止元年の実態

米政策は過去何度も大転換を経験してきました。食用米が余りだしたことで開始された減反政策、野菜への転作、飼料用米生産、青刈り稲を使ったWCS（ホールクロップサイレージ：稲発酵粗飼料）などの飼料作物生産を推進し、国が米の生産調整政策を継続してきました。

2018年は、再び、米の生産調整政策を大転換した年です。国家による米の生産調整から、農業団体による生産調整に変えました。この大転換で一番危惧されたことは、主食用米以外を生産していた農家が主食用米生産に切り替えてしまい、主食用米が大増産になって価格暴落を引き起こすというものです。しかし、実際に、全国で作付けされた主食用米の面積は、17年から１万5,481haしか増えませんでした。18年の主食用米作付面積が139万haでしたから、増加率はわずか１％程度と、主食用米増産の予想とは異なりました。

ただし、地域別増減をみると、別の問題が浮かびあがりました。主食用米の作付面積は、東日本で増え、西日本で減ったのです。私は、米をつくる意欲そのものが西日本で急速に衰えてきており、その実態が作付面積に反映されていると考えています。

作付面積の減少、意欲の減退の背景には、15～17年度に交付された米の直接支払の7,500円が、18年度から廃止されたことも影響していると考えています。

また、飼料用米等の政策に対する不信感も、作付面積の増減に影響しています。飼料用米は市場流通していますから、農家は価格の少しでも高いほうに売りたいため、政策の変化に敏感です。しかも、備蓄米の買取価格をつり上げたり、飼料用米の作付補助金が予算額によって増減したりと政策の力点が目まぐるしく変わり、飼料用米の作付けは安定しません。

唯一、WCS用稲は、徐々に増加しています。飼料用米とは異なり、WCSは稲作農家と畜産農家とが直接取引しているため、稲作農家の都合だけでWCSの生産をやめられ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ないためです。

いずれにせよ、一番大きな問題は、2015年に食料・農業・農村基本計画という10年先を見通した長期計画を策定したにもかかわらず、補助金のつけ方を毎年変えるような短期的な政策対応に陥っている点を指摘したいと思います。

地域の取組みを踏まえるべき農地流動化

農地中間管理機構は、今まで農地の貸借を媒介してきた農業委員会の機能を改め、一般の不動産業者と同じように、農地の貸付・借入希望がすぐにわかりやすくする機関です。各都道府県に１つずつこの機構をつくり、農地を集約化しようとしています。

ところが、担い手へ集積した農地面積のうち、機構の寄与度は15年度で33.5％、16年度で42.2％と、機構による農地流動化は思ったほど進んでいなかったことになります。17年度は62.5％になりましたが、ようやく過半となった状況です。

実は、市町村やJA、JA出資法人などによる農地円滑化事業や独自の農地集約化等の取組みが進んでいる地域もあり、機構の実績が伸びた理由の１つには、これらの取組みの成果を機構に付け替えたことが挙げられるのです。私は、機構が持つ機能を、地域の取組実態に応じて地域で円滑化事業等に取り組む組織・団体に移譲することが必要と考えます。

人口減・高齢化でも食肉需要増

現在進められている農産物輸出重視政策は、日本での人口減少、高齢化、これらに伴う需要の後退、他方で、高品質な国内農産物を海外の富裕層向けに輸出することで国内農業生産の減少を食い止めたいという考え方が根底にあります。そして、海外に輸出できる高い能力を持った農家は少なく、一般企業のノウハウを使って生産する必要があるという認識も加わっています。

しかし、日本は、高品質・高価格農産物を輸出し、中品質・低価格農産物を輸入することに論理矛盾をきたしていないかどうか、よく考える必要があります。

実際、主要食肉の輸出入の動向をみますと、牛肉の輸出量は、12年に863トン、17年に2,707トンと、3.1倍に増えました。しかし、その期間に輸入量はもっと増え、全体として輸入超過量は拡大しています。

先ほど、人口減少、高齢化で農産物需要は下がるという論理を紹介しましたが、現実は、肉類全体で輸入量が増え、国内消費量も増加しているのです。これは、１人当たりの消費量が増えているためで、本来は、国内生産の拡大可能性を広げていく政策が求められている状況と考えるべきです。

日本人の体形変化と食料需要

日本人のBMI指数（体重kgを身長mの二乗で割ったもの）をみると、男性は一貫して上昇し、肥満化が進んでいるのですが、女性は70～80年代をピークに低下に転じています。

女性のBMIが低下した理由は、容姿やファッションを次第に意識するようになり、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

痩せようとする動きが強まっているためと考えられます。近年、40歳代までの男性でもBMIの上昇は頭打ちしています。

健康の観点からみれば、食べてもヘルシーであることが求められる時代になってきていますが、日本国内の農業生産はそれに対応してきているか、十分に検討する必要があると思います。

米飯は中食が鍵

米の最終需要先も変化しています。最近伸びている市場は中食です。おにぎりとかお弁当とか、温かくないお米の食べ方です。これまでの主な需要先である外食や家庭では温かいお米を食べます。つまり、温かいときにおいしいお米だけでなく、冷めてもおいしいお米をつくるといった、国内需要の変化の分析を深め、国内の農業生産の将来を判断していかなければなりません。

再考すべき食料安全保障

私は、現在の食料・農業・農村基本計画は不十分で、食料安全保障を担保できないと考えております。なぜなら、不測の事態、例えば、日本に食料が輸入されないようなときの食料安全保障しか考えていないからです。平常時は、食料自給率に基づく品目ごとの生産努力目標を設定するにとどまっています。平時と不足時にまたがる総合的な食料安全保障の観点から現在の計画を考え直すべきと考えます。

【報告①】

オーストリアはこんな国

多田忠義（農林中金総合研究所 主事研究員）

オーストリアの地理

私からは、『輝く農山村』の口絵と巻末補録の内容を簡単に紹介します。まず、地形からみていきますと、オーストリアは北緯47～49度に位置し、北海道の最北端よりも北に位置しています。面積は、日本の５分の１で、山間地に覆われています。人口が一番多いウィーンは186万人ですが、山岳に囲まれたインスブルックの人口は５番目に多く、13.2万人です。

オーストリアの国土に占める草地の割合は日本に比べ高く、天然の草地も含めると４分の１に達します。そのため、草地を含む景観が各地に広がっていて、杉林に覆われがちな日本とは対照的です。

オーストリアの人口は緩やかに増加しており、現在は約870万人です。死ぬ人よりも

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

生まれてくる人のほうが多い自然増に加え、移民の流入が多く、社会増であることが要因です。

日本は、2000年代後半に１億2,800万人でしたが、現在は１億2,600万人くらいで、減ってきています。ただ、日本もオーストリアも、合計特殊出生率に大差はありません。

日本では都市部で人口が増えていますが、オーストリアでは山岳地域でも人口の増加しているところがあり、日本とは対照的です。もちろん、オーストリアの山岳地域で人口が減っているところもあります。

高齢化率は、日本もオーストリアも上昇していますが、日本のほうが10ポイント程度高い状況です。オーストリアの高齢化率が日本の現在の状況になるまで、あと30年ぐらいかかるとオーストリア統計局は予想しています。

高齢化率の地域分布をみると、日本では、全国的に高い地域が広がっており、特に農山村地域では、３割を超えています。一方、オーストリアでは、人口が減少している一部の山岳地域で高齢化率も比較的高いですが、日本ほど高いところは少なく、基本的に15～20％のところが多いです。

基礎自治体と人口の関係をみていきます。オーストリアでは、９割の基礎自治体が、１万人以下ですが、日本は１万～２万人と５万～10万人の規模に多くの基礎自治体が集中しています。日本のほうが、都市に住む人が多い状況と言えます。

オーストリアの州と都道府県の面積・人口の関係をみてみると、ウィーンを除くオーストリアの各州は、日本の東北とか山陰とかの人口・面積規模に近いことがわかります。

オーストリアのマクロ経済と農村

実質GDPでみると、オーストリアも日本も先進国グループと言え、経済成長率に大差はありません。物価・為替調整済みである１人当たり購買力平価GDPは、オーストリアのほうが日本よりも最大１万ドルぐらい高いです。世界のGDPシェアは日本のほうが高いものの、年々シェアを落としています。オーストリアは、0.3～0.6％くらいです。名目GDPの産業別構成比をみると、両国の農林水産業は、1.2％と似ています。ただし、この中身は異なります。オーストリアは、世界第７位の林産物輸出国ですが、日本は、林産物の国内需要量の７割を輸入に依存しています。

次に農業・農村に関するデータです。どちらの国も９割が家族農業で、農地面積、農家数ともに減っていて、状況が似ています。ただし、オーストリアの農地規模は日本よりも若干大きい点は異なります。一番の違いは、オーストリアの農地の21.9％が有機農業を営んでいることです。これは、日本の0.1％とは対照的で、世界有数の有機農業国と言えます。そして、オーストリアのどの州でも積極的に取り組まれています。

オーストリアで農泊を営む経営体数を州単位でみると、日本の都道府県ごとに確認される農家民宿数よりも多いことがわかります。オーストリアでは農泊が盛んで、ウ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ィーン周辺の州ではオーストリア国内から、山岳地域では、ドイツ人の利用が多くなっています。

【報告②】

オーストリア農業・農山村・人びと
――一橋大学チームとオーストリア農村調査を共にして――

モニカ・ツィグラー（通訳家・翻訳家・医師・オーストリア在住）

田舎に住みたいオーストリア人

日本の田舎の人間とオーストリアの田舎の人間、どう違うのでしょうか。まずは、考え方だと思います。日本人は、みんなではないけれども、東京などの大都市に憧れていますが、オーストリアの田舎の人間の多くは、実はウィーンが大嫌いです。

次は夢です。日本人に尋ねていませんが、オーストリアの若い田舎の男性に「あなたが生きている間に、絶対実現したいことは何ですか」と尋ねると、多くは「田舎で自分の家を自分でつくりたい」と答えます。なぜかと言うと、土地が安く、自分でつくれるからです。田舎だと、知り合いの知り合いの知り合いが屋根のつくり方を知っていて、手伝ってくれます。

もう１つは、ものの見方です。日本人の若いカップルに「あなたはどこに住みたいか」と尋ねたら、「大きな駅のすぐそばに住みたい」と答えました。同じ質問をオーストリア人の若いカップルに尋ねると「一番住みたくないのは、大きな駅のすぐそばです。うるさい。緑の多い、静かな田舎のほうに住みたい」と答えました。

それでも、オーストリアでは、村の人口が減っています。ただし、日本の状況ほどではないように感じています。

一橋大学との共同調査に至るまで

ここで簡単に自己紹介させていただきます。私は、人口２万人ぐらいのメードリングで育ちました。主人は、オーストリアでの人口減少問題で一番厳しいとされているルンガウ地域の出身です。現在、３人の子供と一緒にグラーツに住んでいますけれども、グラーツ周辺は林業とバイオマスで日本でも有名になってきています。

私は、小さい時から外国語に興味を持って、漢字に魅力を感じていました。18歳の時にウィーン大学で日本語を勉強し始め、２年ずつ２回、日本の大学で勉強できました。２回目は、日本学術振興会の研究員として一橋大学に来たので、この大学にはご

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

縁があります。

20年前から通訳の仕事をやってきました。最初は、長野オリンピックの公式通訳などスポーツ関係が多かったのですが、18年前から、主にオーストリアの林業、バイオマス、地域活性化、再生可能エネルギーがメインになってきました。７年前から、もう１回ぐらい新しいことを勉強したいと思い、医学を勉強し始めて、今年医者にもなりました。しかし、メインの仕事は通訳のままです。

３～４年前ぐらいから、一橋大学と農林中央金庫の共同調査で、オーストリアの村や団体など40か所くらい行きました。一番印象的だったことは、私が名前を聞いたこともない村まで行って、すごく詳しくオーストリアのことを調べていることです。私は18年間、いろいろな団体とオーストリアを回りましたが、これほど詳しく調査した団体は１つもありませんでした。そして、オーストリアの表面的なことしか知らないなと思う本が多いのですが、『輝く農山村』は、EUやオーストリアの農業・農村政策や村独自の人口減少対策などを勉強したければ、絶対読む価値がある本です。

この調査では、観光で成り立つ村以外の村に行くという条件を満たすことがとても難しかったです。オーストリアの村は、観光客が行くところばかりですし、農業だけで生活ができなければ、農家ペンションを営むことが当たり前です。それでも生活できなければ、農家は、村からの働きかけなしに自ら投資してバイオマスで地域熱供給に取り組みます。

オーストリアの田舎の生活

オーストリアには学校のクラブ活動はあまりありません。オーストリアの夏休みは９週間ですが、１度も学校に行きません。学校がある日でも、小学校は12時、中学校は１時半くらいに終わります。だから、子供たちはずっと家にいます。

そこで子供たちは住民の会に参加することが多いです。例えば、ブラスバンドの会、これは私も15年くらい続けていました。練習する施設はゲマインデ（基礎自治体：Gemeinde）のもので、学校とは全く関係がありません。しかも、参加者の年齢は10歳から81歳までです。村の多くにムジーク・シューレ（音楽学校）があり、お金を払って楽器を習います。

ブラスバンドの会は、村のお祭りやイベントに必ず参加します。私の場合、年に45回ぐらい、ほぼ毎週参加しました。例えば、５月１日の村のお祭り、消防団が新車を購入した時、図書館が新しくできた時、などです。テーブルを置いて、食べたり飲んだりしてみんなで楽しく過ごすのが普通の週末です。

消防団の存在は、皆さんがオーストリアに行って一番驚くかもしれません。１つの村に消防団が５つもあるところもあります。消防団員は、オーストリア人にとって尊敬の対象で、人口の４％が入団しています。また、子供の消防団もあります。10歳から16歳までが対象で、2.6万人が参加して、そ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

のうち５千人は女の子です。

住民の会はほかにも様々あり、例えば、村をお花で飾る会があり、毎年コンテストに参加することもありますし、氷の上でやるカーリングに近いスポーツの会、それ以外の各種スポーツの会、羊を食べる会、貯金の会など、学校とは関係なく、ゲマインデと関係がある会ばかりです。だから、オーストリア人は田舎が好きなのだと思います。

もう１つお伝えしたいことは、住民と行政関係者との距離が近いことです。村長は、住民と一緒に座って話をするのが当たり前です。日本とは違い、村長は、ほかの仕事も持っています。なぜなら、村長はボランティアに近く、ほとんど報酬をもらえません。例えば、村長は電気屋さんでもあり、いろいろな住民の会にも入っていますから、住民同士という感覚になります。

木質バイオマスを使った地域熱供給を導入しようとすれば、バイオマスのボイラー管理人が、数か月にわたって家々を訪問し、食べながら２～３時間ぐらいお話をして、技術的なことを教えたり、納得させたりします。

オーストリア人の田舎への愛着

オーストリア人は、子供の時から村で生活し、学校や仕事から早く帰って住民の会に参加します。オーストリアには転勤がないので、家を建てたら、その家にずっと住むのが普通です。だから、自分の家を田舎につくりたいとみんな考えます。

それでも大都市に行く理由は、やはり大学や仕事のためです。でも、日本と違うところは、多くの人が週末に田舎に帰ります。そして、もし、子供が生まれたら、子供をきれいな田舎で育てたいと思っているので、田舎に仕事があれば、大都市に行かない人が多いです。

もし、日本の皆さんがオーストリアに留学するなら、絶対住民の会に入ってください。オーストリア人は、大学の後に飲みに行く相手は、学生同士ではなく住民の会の仲間たちです。仕事の同僚でも同じです。人間関係の根本が日本とは違います。

農山村が抱える課題への向き合い方

最後に、一橋大学との共同調査では、22の村をめぐり、日本の農山村が抱えている課題への向き合い方について考えたことを話します。

１つ目は、会社が田舎に来るような工夫をすべきということです。オーストリアでは、例えば、バイオマスボイラーのメーカーはみんな大都市ではなく、田舎に本社があります。

２つ目は、田舎のよいところをもっと生かすということです。例えば、田舎の土地は安く、人は暇です。その２つを生かして、田舎で働く人や田舎に本社を置く会社に税金の優遇などをすることです。

３つ目は、若い家族が田舎に戻ってくれるように、アパートや幼稚園を安く提供することです。

４つ目は、田舎に帰れるような人のつな

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

がりを大切にする仕組みを考えることです。オーストリアでは、住民の会で一生の友達にめぐり会います。だから、田舎とのつながりが残りますし、週末に帰ります。

※最後に、モニカさん一家のクリスマスをお祝いするビデオを上映しながら、オーストリアの暮らしが紹介されましたが、紙幅の都合で割愛します。

【報告③】

やまがた森林（モリ）ノミクスのとりくみ

安達喜代美（山形県 森林ノミクス推進監）

山形県の農山村の風景

先ほど、オーストリアでは週に１回は生まれたところに帰ると紹介されましたが、私も週末に山形県東根市の田舎にある実家に帰って、農業ではなく農作業をやっています。私の母と農作業しながらみる風景は、「風景を栽(う)える」という柳田國男の言葉をよく想い起こさせます。田畑から見渡す山は、私の父が植えた杉や、かつて炭焼きをした雑木林ですね。山の木は先人からの贈り物で、樹種を選んで植え、下刈りや雪起こし、間伐などを行います。こうして創られた農山村の風景は、そこに住む人の想いが投影されています。

私は、「物事には全て深い理由(わけ)がある」ということが農山村の風景にも当てはまると思います。日本の農山村では、土砂崩れなどの災害に遭うと言われている山の麓に家がありますが、この理由は、農地を少しでも確保するためという歴史の結果と言えます。ナラの木が生えている景色も、炭焼きのために必要であったという理由があり、杉の木を植えたのも家を建てるためという理由があります。

もう１つ言いたいことは、「農山村は変わらない。でも、人は変わっていく」ということです。例えば、亡くなった父の田んぼは、公務員である私が作業できないにもかかわらず、私の親戚が田植え、稲刈りをしてくれるので、農山村の風景は全然変わりませんでした。山形県内にあるほかの田畑、果樹園でも、そこを担っている人は毎年変わっている場合があります。言いたいことは、田植えが行われ、稲が実ることは当たり前の営みではなく、奥深い営みだと考えてください。

森の不思議・森と文明との関係

私は林業の技術者ですので、森の不思議をお話ししましょう。例えば、山形県には飯豊(いいで)連峰などに有名なブナ林があります。そのブナの実が豊作になる年は５年に１回

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ぐらいで、その間の年は凶作、ほとんど実がなりません。大学の先生がその理由をいろいろ研究しているのですが、その１つにエスケープ説があります。ブナヒメシンクイという蛾の幼虫がブナの花しか食べないのですが、ブナが花を咲かせると、その蛾が増え、ブナの実がならなくなります。そして、ブナが４年間花を咲かせなくなると、ブナヒメシンクイの幼虫は減ります。その翌年に、ブナの花は咲いて実がいっぱいでき、子孫を残すという説です。

もう１つは、モミジの紅葉についてです。アントシアニンという物質が影響してモミジの葉を赤くするのですが、なぜ赤くなるかが問題です。一説では、色を変えることで木の強さを表し、アブラムシが付かないようにするというものです。

次に、ドイツのシュヴァルツヴァルト（黒い森）を紹介します。なぜ、ドイツの森を取り上げたかというと、日本は、明治時代以降、ドイツから林業技術などを取り入れて展開したからです。

ヨーロッパの森は、燃料需要により18世紀の産業革命の時に全て伐られました。そのため、今のヨーロッパの森は、その後に植えた木です。ドイツ人はドイツの森、フランス人はフランスの森、オーストリア人はオーストリアの森をつくりました。ドイツの森は、植えた木がまっすぐに並んで育っています。規律正しいドイツ人の性格かもしれません。

フランスのシャトーブリアンという小説家は、「文明の前に森林があり、文明の後に砂漠が残る」と言いました。うっそうとした森林を全部食い尽くして栄えた古代文明では、木を植えませんでした。結果、文明は滅びたのです。文明と森林は非常に関係があります。

日本の森林・林業の現状

日本の木材自給率は、02年に18.8％でしたが、日本の人工林が使える時期を迎え、また、日本の木材を一生懸命使おうと、林野庁もいろいろな政策を実施し、木材自給率は上昇しています。

山形県の木材を使うことで得られる経済的効果を産業連関表を用いて計算することができます。15年時点で、山形県の木材の生産量が26万m^3の時に、林業生産額は127億円ですが、木材関連の生産誘発額は2,500億円と、約20倍の経済効果があるという試算があります。

やまがた森林ノミクスについて

私の職名である森林ノミクス推進監は、施策名称をそのまま使っています。そして、森林ノミクスという名前は、寺西先生が山形県で開催されたシンポジウムで提案されたもので、提案の２か月後に知事が森林ノミクス宣言を発表し、林業振興に結びつけています。

この趣旨は、先人から受け継いだ豊かな森林資源を「森のエネルギー」「森の恵み」として余すことなく活用し、木を植え、育て、伐り、製材所などで加工し、利用するという「緑の循環システム」を実践しよう

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

とする呼びかけです。

この度、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」という条例を制定しました。在日オーストリア大使館のルイジ・フィノキアーロ氏からも意見を頂戴し、県産木材の安定供給、再造林等を実現するよう目標を明文化しました。

具体例をいくつか紹介します。まず、森林所有者への利益還元です。高性能林業機械の利用、森林施業の集約化、路網整備等、生産体制を強化し、効率よく山から木材を搬出することを目指します。

再造林も重要です。１ha当たり120万円の再造林費用がかかりますが、山形県では負担なしでできるよう支援しています。

加工流通体制を強化すべく、大規模な集成材工場を新庄市に誘致しました。

また、県産木材の利用を図り、地域経済活性化だけでなく、二酸化炭素を固定して地球温暖化防止にも貢献するため、公共建築物だけでなく、民間施設も木造・木質化を推進しています。例えば、南陽市の文化会館は、ギネスにも登録された世界最大の木造のコンサートホールです。

また、①幼児期から木に親しむ（スタート）、②小中高生が木を学ぶ（スクール）、③事業所等で木を利用する（オフィス）、④木のある暮らしを広げる（ライフ）といった、県民のライフステージに応じて県産木材の利用を体系的に推進する「しあわせ（４合わせ）ウッド運動」を展開しています。例えば、製材時の端材を障害者施設で加工した積み木を幼稚園にプレゼントしたところ、大変好評でした。小さいうちから木に親しんでいただくことは非常に大事なことだと思います。

林工連携にも力を入れています。林業と工業をリンクさせて、新たなものをつくり上げていく取組みで、例えば、鶴岡市には、木質バイオマス発電用の木質チップ圧縮脱水装置という世界初の装置がありますし、山形県内の広葉樹を高度な技術で削ってできたもくロックというおもちゃなどが成果として挙げられます。

人材育成にも取り組んでいます。山形県は、16年度に東北で初めて林業を専修できる学科を農業大学校に新設し、山形県立農林大学校に改称しました。初年度に15名が入学し、18年３月に初めての卒業生を送り出しましたが、非常に優秀な生徒ばかりでした。もちろん、林業技術者の養成研修などもやっています。

最後に、森林文化という考え方を紹介します。これは、山形大学の（故）北村昌美名誉教授が提唱した森林と人間とのかかわりに関する考え方で、山形県鶴岡市では、施策の１つとして森林文化都市構想を掲げています。

私なりの解釈ですが、文化とは、生命（いのち）を大切にすること、人が幸せになることだと思います。だから、森林文化とは、森林に触れて、生命の大切さを学び、幸せになることだと考えています。ぜひ皆さんも、森林や林業をご理解いただき、触れ合っていただければと思います。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

【調査事例①】

オーストリアの農業と地域政策から学ぶ
――『輝く農山村』第１・４章を中心に――

石田信隆（一橋大学 客員教授・農林中金総合研究所 客員研究員）

農業・農村の理念と有効な政策

私からは、オーストリア調査で学んだことを４点にまとめて報告します。

第１に、オーストリアでは、自然と環境が重視され、持続可能性を重視する農業観が根付き、その上に有効な政策が行われていることです。

EU加盟国では共通農業政策（CAP）がEUの農業を手厚く支えています。オーストリアは、山岳地域が多く農業には不利であるという自国の条件に合うように共通農業政策を運用しています。農家の農業所得に占める補助金の割合は約７割と高いのですが、国民はこれを支持しています。

農村政策も非常に優れています。ムッケンドルフという村で、村長にどういう村にしたいかと尋ねたところ、彼は「この村を生きる価値のある農村にしたい」と答えました。素晴らしい考えです。日本では、人口減少に歯止めをかけてにぎわいを取り戻したい、インフラ整備をして企業に来てもらいたい、などの答えが多いでしょう。

私はオーストリアの村で聞いた言葉のとおり、ハコモノをつくり大規模な事業を行う以前のこととして、まず、そこに住む人たちが生きる価値・幸せを実感できることが重要なのだと思いました。この考え方はオーストリアの村で一般的な考え方でした。

翻って日本の農業・農村政策は、理念や政策の有効性において、非常に多くの問題を抱えています。このことは、自然資源経済論プロジェクトから出した『農家が消える』で詳しく書きました。

自然条件に合った農業・経済・社会

第２に、オーストリアでは、その自然条件にうまく合う形で農業・経済・社会が形成されていることです。山岳地域が多く農業の条件が不利だからこそ、小規模兼業農家を大事にし、有機農業や加工品など付加価値をつけることにも積極的です。林業が盛んだから木質バイオマスエネルギーの利用が普及し、地形条件を生かした水力発電も多い。美しい自然を生かして、観光や農家ペンションが盛んですし、国民の間には自然を楽しむ生活スタイルが定着しています。

コミュニティ・地域のアイデンティティを大事に

第３に、オーストリアではコミュニティ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

や地域の個性―アイデンティティを大事にすることです。州からゲマインデに至るまで、それぞれが個性的です。

オーストリアの濃密な歴史を地域で生かすために、城や教会などの歴史遺産を保存し、観光施設・レストラン・イベントの場などとして活用します。また、地域の伝統と歴史の物語を大切にします。忘れられた歴史を発掘して、アイデンティティの再発見と強化を図る取組みもありました。

地域のアイデンティティを維持・再生産するうえで、住民組織が大きな役割を果たしています。地域住民が音楽・スポーツ・その他の活動を楽しむ組織が非常にたくさんあり、子供から老人までが一緒に参加します。このことによって、地域のアイデンティティが強化されると、多くの村長さんたちが強調していました。

住民主体の地域づくり
―ドルフ・エアノイエルング―

第４に、オーストリアで盛んに行われているドルフ・エアノイエルング（Dorferneuerung：村の再生）という取組みについてです。これは、地域をよくするために、住民たちが小さなグループをつくって取り組むものです。住民たちが自発的に話し合い、州政府は専門家を派遣するなどして、側面から議論を手助けし、補助金で取組みを下支えします。

日本の地域づくりでは、コンサルタント主導になり、立派な報告書はできるが役に立たないことが多いのですが、オーストリアではあくまで住民が主人公です。

この取組みは、当初、地域の美化など居住環境を向上させる取組みとして始まり、次いで、村の中心地を整備し、住民が集まる場所を作ろう、というようなインフラ整備、さらには、健康や福祉などの社会的な取組みに発展してきています。

地方創生などの日本の地域政策は、まず中央が旗を振って、地域はそれを勘案して進めるというやり方であるため、本来的な地域の活性化につながるものになっていません。オーストリアのようなボトムアップの方式に学ぶべきです。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

【調査事例②】

オーストリア農山村の自治の姿

（『輝く農山村』第３章より）

藤井康平（神奈川大学 非常勤講師）

オーストリアの政治・行政構造

私は自治制度の面から、なぜオーストリアの農山村に活気があるのか考えていきます。

オーストリアは９つの小さな州から構成されています。その人口規模や広さは、日本の都道府県、もしくは県庁所在地レベルの市と同じぐらいです。例えばシュタイヤーマルク州は人口・面積ともにほぼ岩手県です。盛岡市の人口は29万人、グラーツは25万人ですから似ています。日本と異なる点は、岩手県のような規模の１つの州が、みずからの憲法を持っていて、強い自治権を有しているという点です。オーストリア全体でみると、北海道の面積の中に東京23区の人口が住んでいる状況です。

日本は国、都道府県、市町村、オーストリアは連邦政府、州、ゲマインデと分かれ、行政の三層構造は同じです。一方で、オーストリアのゲマインデは、人口・面積ともにかなり小規模です。日本では1,741の市町村がありますが、オーストリアでは北海道の面積の中に2,098のゲマインデがあります。

選挙制度も異なる点が多くみられます。日本では、地方議会議員は直接選挙によって選出されますが、オーストリアの場合、全て比例代表制による選挙によって選出されます。

オーストリアの地方議会議員は、日本と違って名誉職で、小規模なゲマインデほど手当てはごくわずかになります。また、日本の市町村議会では政党ごとに会派をつくることが多いですが、オーストリアのゲマインデでは、国の政党とはあまり関係なく会派がつくられることも多いです。

オーストリアの市町村長は、憲法上、間接選挙によって選ぶことになっていますが、最近では、多くの州で直接選挙を規定しています。しかも、市町村長は兼職可能で、例えば、ある村長が、州議会議員を兼ねることができます。ちなみに、日本でこれをすると法律違反となります。

オーストリアのゲマインデ行政を進めるときに、リーダーシップをとる機関が、村長以下で形成される参事会です。この参事会は、日本における国の内閣と同じ形です。

参事会のメンバー構成は、プロポルツ原則によって決まります。この原則はオーストリア独特の制度で、政治・社会団体の主要な役職を、選挙の得票率に基づいて政党ごとに比例配分するものです。これによ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

り、様々な意見を住民から吸い上げることが可能になっています。

小規模ゲマインデを支える財政調整制度と広域連携

オーストリアには小規模なゲマインデが多く、行政執行能力の点で課題を抱えるところも結構あります。徴税もその１つですが、オーストリアの場合、連邦政府財務省が全ての税金の95％を徴収し、州とゲマインデに配分する仕組みがあります。

また、小規模ゲマインデの議員数は、日本の小規模な市町村の平均の約1.5倍程度である一方、職員数はかなり少ないです。例えば日本では2,000人ぐらいの村だと職員は40人ぐらいいますが、オーストリアだとこれが７人になります。職員の定数は、それぞれの州が規定しています。少人数での行政運営を可能にしている理由は、ゲマインデ行政以外の協的なセクターがサポートしていることが大きく、また州や連邦政府からも補助が出ています。そのため、ゲマインデ行政自身は、取り組むべき事案に集中できる傾向にあります。

一方で、最近では地域への愛着が過剰になるという問題も指摘されています。地域のアイデンティティを担保させたいという想いが、「他の地域とは何も連携したくない」「自分たちで頑張るんだ」という考えを生み、行政機能の効率化を妨げる方向に向かわせてしまう問題です。このような状態は、教会の塔から見渡せる、ごく狭い範囲にしか興味がないという意味で、「教会の塔」問題と呼ばれています。

「教会の塔」問題を乗り越えるために、現在では広域連携が進められています。日本でも、ごみ処理や上下水道、消防などで多くの市町村が広域に連携していますが、オーストリアの場合、ゲマインデとしては互いに独立でありつつ、役所の窓口業務などを一本化し、共同で実施するという事例もあります。

ボトムアップ型の地域づくりと補完性原理

ボトムアップ型の地域づくりが行われる要因は、自治制度に起因するゲマインデ行政と住民の距離の近さ、上位政府による様々な支援策とゲマインデ間の協力、歴史的につくられてきた様々な地域コミュニティの存在が挙げられます。

これらに加えて、私は欧州に根づく補完性原理の理念も要因の１つに挙げられると考えています。補完性原理とは、キリスト教の教えが基になっており、基本的に自分でできることは自分でするけれども、できないことは家族やゲマインデ、それでもできなければ州や連邦政府といった上のレベルに助けてもらうという考え方です。

もちろん、地域づくりが成功している理由は、自治制度だけではありません。次に紹介される農業政策なども含め、様々な要因が複合的に結びついています。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

【調査事例③】

条件不利な農業・農山村を支える制度と政策

石倉　研（一橋大学大学院経済学研究科 研究補助員）

オーストリア農業の特徴

オーストリア農業の基本的な特徴は、小規模家族複合経営です。日本の１経営体当たりの経営耕地は約２haで小規模ですが、オーストリアの場合、平均すると約19ha、山林や建物も含めると約44haです。日本よりは規模が大きいですが、EU全体では、相対的に小規模です。

農業経営は、家族労働力を用いた家族農業が一般的で、かつ、複合経営が基本です。ある農産物を単一生産するのではなく、山岳地域では牛乳やチーズ、バター等の乳製品、肉、卵などを生産･加工していますし、平地では、麦、ジャガイモ、マメ、ソバ、テンサイなど多品目生産する経営です。

農業経営のもう１つの特徴は、兼業が基本である点です。日本のようにサラリーマンをやるという農家もいますけれども、山岳地域では、スキーのインストラクター、リフトの係員、農家ペンション、農家レストランなど、観光と関連して生計を立てていき、農業を継続しています。

農業・農山村政策の特徴

オーストリアの農業・農山村政策の予算規模は約20億ユーロで、連邦政府予算全体の約３％です。オーストリアは95年にEUに加盟しましたので、EUの共通農業政策（CAP）に基づき政策を実行しますが、各国に政策実行の裁量が与えられています。政策の中心は、農家に対して直接公的部門が補助金を支払う直接支払です。共通農業政策は、価格・所得政策と農村振興政策に大きく分けられますが、オーストリアでは農村振興政策のうち、特に条件不利地域支払と農業環境支払を重視しています。

EUでは条件不利地域を明確に区分しており、西部の山岳地域に位置するフォアアールベルク州、ザルツブルク州は９割、チロル州は100％山岳地域に指定されています。平地が多い東部の各州でも、６割が何らかの条件不利地域に指定されています。

こうした条件不利地域、特に山岳地域で実施される条件不利地域支払は、個別農家の自然的・経済的営農困難度を数値で評価した結果に基づいて決定されます。その評価対象は、農場の標高、気候、農場へのアクセス、道路の状態など、複数の指標を組み合わせて、客観的・科学的に農家の置かれている状況を数値化し、540点満点の困難度得点に基づいて農家を５つのグループに区分していきます。そして、小規模農家かつ困難度の高い農家ほど、多く補助金が支

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

払われる制度設計となっています。

しかも、この困難度の定義は50年代から整備が始まり、70年代には、この困難度に応じた直接支払を開始していました。EU加盟前から実施していた政策を、EU加盟後も継続し、１度離農してしまうと、営農再開が難しい、小規模で困難度の高い農家を優先的に支えていく姿勢が貫かれています。

有機農業先進国

オーストリアの有機農業は1927年に始まりましたが、政策的な支援が始まったのは1980年代後半です。農林大臣に就任したヨーゼフ・リーグラーが、経済、環境、社会の３つを重視するエコ社会的農業政策を開始しました。多様な農地が持続的に管理されるために、農業は、単純に市場競争力を高めていくだけではなく、環境や小規模農家、山岳地域の農家も配慮される必要があるという考え方です。これに基づいて、90年代以降、有機農業への補助金を通じて有機農家数が急増しました。

また、EU加盟による市場開放で、農産物の生き残りをかけた競争が激化するなか、有機農業に転換して付加価値をつけて販売する動きもみられたことも、有機農家の増加に拍車をかけました。

現在の農業環境支払では、有機農業に加え、動物福祉、地下水保全など、複数の支援項目を組み合わせて環境によりよい農業に対する補助金が支給されています。

国民的な合意のある農業・農山村への支援

私が調査を通して感じたのは、多くのオーストリア人が農家の存在は大事だと考えているということです。それは、食料生産の機能だけでなく、きれいな景観の維持や自然資源の管理といった役割が農業・農山村にあることを多くの国民が理解しているからです。こうした国民的な理解があるからこそ、農業に対する補助、観光の推進、健康によい農産物の生産への政治的コンセンサスが得やすいようです。これを踏まえたうえで、日本は何を学ぶべきか考える必要があります。

＜パネル討論＞

司会・進行：寺西俊一（一橋大学大学院経済学研究科 特任教授、写真）
パネリスト：谷口信和、モニカ・ツィグラー、安達喜代美、事例紹介者３名

基調講演、報告、調査事例を受け、本シンポジウムのテーマである日本の農業・農山村を構想するためにオーストリアから何を学ぶべきか、日本の課題や取り組むべき方向性を議論した。寺西特任教授の司会進行のもと、フロアからの質問をきっかけに討論したが、紙幅の都合上、４つのテーマに絞って紹介する。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1　余暇・働き方と農業との関係について

谷口　日本のカレンダーは、日曜日から始まって土曜日に終わります。その結果、週末という概念はカレンダー上存在していません。一方、ヨーロッパのカレンダーは、キリスト教の教えに従って基本的に日曜日が最後です。したがって、週末という概念が成立する可能性はあります。

私は、週末が形成されれば、家族や地域で暮らすことになり、そこでの人間関係も大切になると思います。現状では、多くの時間を過ごしている職場や学校での人間関係に偏りがちだと思います。この部分を変えていくことが、地域に目を向けさせるうえで一番簡単で、手っ取り早く日本を変える方法だと思います。

モニカ　オーストリア人はフリータイムがいっぱいある印象を持ったかもしれませんが、１日18時間も農業や仕事をしている人もいます。例えば、４時半に起きて、一生懸命牛に餌をあげ、８時になると森林研修所に行って８時間先生の仕事をして、戻ってからまた農業するようなケースです。

石田　オーストリア人は、自然と触れ合うことに価値を置いています。そして、夜遅くまで残業せず、早く仕事を終わらせ、自然の中で楽しみ、子供たちと自然の中で過ごすことを大事にしていると言います。

日本も本来自然が豊かな国なのですが、人と自然の関係が薄れたことで、様々な問題が生じています。これからは、子供の農業体験や学校での農業教育、都市農業の振興と活用などを通して、日常的に農業や自然ともっと触れ合う生活スタイルをつくっていく必要があります。

藤井　日本だと、特に首都圏では毎日２～３時間かけて通勤する人もいると思いますが、オーストリアの村に住んでいる多くの人は、自宅から１時間以内の職場に通っていると聞きました。オーストリアでは、職場と住宅が近いから、余暇も生まれるのだと思います。

日本でも最近、在宅勤務などの働き方改革が進められていますので、こういったことが広がっていかなければならないと思います。

石倉　オーストリアも日本も、人口に占める農家の割合は、４～５％と少数ですが、オーストリアでは、国民と農業との距離感が近いと感じています。

オーストリアと日本との大きな違いは、田舎が身近にあるかどうかだと思います。オーストリアでは、バカンスで田舎に行きますし、湖のほとりでブラスバンドが演奏している映像を背景にニュースがテレビで放映されています。

日本でも、田舎や農山村が身近に感じられるようなCMを流すことも大事でしょうし、この自然資源経済論での講義のように、実際の農家のことを勉強してもらうことも必要だと思います。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

安達　私はオーストリアのほかにドイツにも行き、日本人が行かないような農山村にも行ったのですが、日本も、ドイツも、オーストリアも、農山村やそこで生活している人は結局、基本的に同じに見えました。皆さん、一生懸命生きているからなのだと思います。ただ、農業のやり方にどう表れるかの違いだと思います。

2　オーストリアの議会・自治制度について

藤井　オーストリアでは、議員が名誉職で、報酬もほとんどないので、一般的に言えばなり手不足のところもあると思います。

しかし、私たちが訪れたあるゲマインデでは、それまで13の古い村が合併して１つになったところですが、議員定数13名に対して、各旧村から１人ずつ出すことを話合いで決めていました。

このような決め方が日本で可能かどうかは別に考えるとして、オーストリアでは、日本でいう自治会に近い形で、小さなゲマインデの運営が行われています。また、オーストリアのゲマインデの議員は、何らかの職を持っていることが多いです。私が会った28歳の男性議員は、午前中はIT企業で働き、夜に議会があれば参加していました。日本でみられるような世襲ではなく、話合いで代表者を決めている印象を受けました。

私たちが訪れた範囲では、このような議員の決め方や少ない議員報酬についてデメリットを指摘する声は聞かれませんでしたが、こうした点がよくないと思っているオーストリア人もいるかもしれません。

モニカ　オーストリアの議員のなかには、仕事として活動したい人もいると思います。そういう意味で、今のオーストリアのやり方は、デメリットがあると思います。

あと、議員もやりながら仕事をやることのデメリットがあると思います。住民の一人としてゲマインデで生きていて、何かやりましょう、としたときに、議員がかかわる仕事で、政治的な話で批判されることが結構あると思うからです。オーストリアで議員になることは、そんなに簡単なことではないと思いますが、ボトムアップで何か変えたいというモチベーションで、仕事をしながらも、議員として活動できているのだと思います。

3　日本で議論が進む「圏域」問題を考える

寺西　『輝く農山村』が出版された１か月半前に『農家が消える』という本も出版しました。その序章で、私は、現在進む「圏域」の議論に重大な懸念を抱いていることに言及しました。

報道が少ないのですが18年７月初旬、安倍晋三首相が座長の諮問機関である第32次「地方制度調査会」が初会合を開き、向こう１年間で、超高齢化社会、人口減少を受けて、地方制度のあり方を根本から再検討する議論がスタートし、この12月までに数回行われています。事務局案をみると、行政の効率化優先の原理で議論が進み、さらな

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

る広域合併を目指していると言わざるを得ません。

一方で、地方自治論が専門の宮本憲一先生からは、私たちの研究プロジェクト名でもある自然資源経済を支えるための制度的なあり方として、住民自治の原理を重視しなければならないというコメントをもらったことがあります。また、最近発表された宮本先生の論文では、これからの日本の少子高齢化の時代を支えていく一番重要な基礎になる考え方は、もっと小さい単位に自治の権限と財源を下ろしていくという、分権的な自治制度の拡充の方向です。

私は、これら両方の観点をぶつけて、国民的な議論をしなければいけないと思っています。『農家が消える』で警鐘を鳴らしたように、市町村合併が進めば進むほど地方は陥没し、生き残れるのは東京だけというのは、日本衰退への最悪の国土像です。

石田　オーストリアのゲマインデは小規模です。しかし私たちが会った村長ほぼ全員が、ゲマインデの合併に反対しました。理由は、合併をすると地域のアイデンティティが失われ、ボランティア活動に参加しないようになり、その地域のよさが失われて、村から人が出ていくからだと言いました。

また合併をしたところでは、だからこそ、合併前のそれぞれの地域のアイデンティティを維持するために、ドルフ・エアノイエルングの活動を意識的に行っているのです。

4　日本の農業・農山村を構想するうえで考えるべきこと

石倉　オーストリアの制度・政策は、緻密な設計がなされていると感じています。条件不利地域支払では、山岳地域をひとくくりにするのではなく、個々農家の困難度を目にみえる形で評価しています。当然、困難度が過小評価されたと批判する農家もいるでしょうが、客観的評価に対する国民の受容性があると思います。

翻って、日本の農業・農山村へのお金の使い方を考えると、オーストリアほどの制度・政策の緻密さがあるかは疑問です。もちろん、緻密にやればやるほど行政コストはかさみますが、オーストリアでは手間暇惜しまないで取り組んできたからこそ、農業・農山村政策が受け入れられている面もあると思います。私は、行政のあり方をもう１度議論する時期だと思います。

藤井　オーストリアの行政は、日本とは根本的な構造が違います。それ以外で考えるべきことは、自分たちが住んでいるところを残したいと思う気持ちを絶えず持っているかどうかだと思います。

もちろん、地域の中心的な担い手がいなくなることもあり得ますが、オーストリアはその点の制度設計がうまくて、今の担い手がいなくなっても、活動が続いていくような制度がしっかりとできています。そのような制度を日本でどうつくるかが一番の課題だと考えています。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

石田　日本は温暖湿潤で雨が多く、水田が中心ですが、オーストリアは乾燥していて山が多く、草地を生かした酪農が中心です。このように、日本とオーストリアは違う面もあるので、オーストリアをそのままねすればよいのではありません。

しかし、持続可能で自然と共生する農業や地域社会という基本的な理念、向かうべき姿は重なる部分が多くあります。日本はまず、このような理念・将来像をしっかり確立することが必要です。

そして、その理念に合う日本の農業はどういう形か、担い手のあり方、耕畜連携、地域内資源循環、自然に優しい農業などを、しっかり考えていかなければなりません。さらに日本は、オーストリアのように、地域のアイデンティティを大事にし、住民から発するボトムアップ型地域づくりを取り入れるべきです。

安達　今日は、都道府県や市町村職員の話題がありましたが、ぜひ来年は皆さんに自治体職員の試験を受けていただきたいです。自治体職員は、自分たちのまちをよくしようと、地域の資源を活用する施策を一生懸命考えています。

オーストリアでは、年間の森林成長量分を活用して地域活性化につなげています。ドイツでは、自動車産業よりも木材関連産業のほうが、雇用者数が多いと聞きます。木材関連産業は、地域活性化に役立っています。日本は、森林成長量の半分しか使っていません。その成長量分を伐って使えば、資源も地域経済も循環します。

モニカ　日本に観光で行きたいヨーロッパ人は多いと思います。彼らが一番みたいところは、日本の本当の様子、日本の田舎だと思います。だから、この部分は日本にとってビジネスチャンスになると思います。

今日のシンポジウム参加者（300人超）のなかで、農家は２人だけですね。結局、私たちが、日本の農村問題を考えるときに、実際の農村をわからない人が議論して、その結果を農村に押し付けてしまいます。

私は、このようなシンポジウムを小さなスケールで、村の祭りの場所でもよいので開催し、農家自身が、どうなりたいとか、どんな補助が一番必要かとか、意見を出してもらうべきだと思います。

谷口　私は、研究人生の半分近くをドイツ農業の研究に当てていましたので、今日の議論は、全く新しいことも聞きましたが、ほとんどは自分の記憶にピッタリでした。

皆さんは、オーストリアと日本がいかに違うかを多く感じたと思いますが、私は、明治維新から1991年まで、日本はオーストリアとほとんど同じように歩んできたと思います。それを４つの軸で示します。

１番目の軸は、自治と統治です。自治は、村落共同体をはじめとして、どの国にも昔はありました。この軸で比較すると、オーストリアのほうが、村落や集落に自治の性格を色濃く残しています。

しかし、日本社会で自治を一番悪く言う

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ときに使われる言葉は、ムラ社会です。私たちは、それが悪いものだという感覚を持っていると思います。これは、明治時代にヨーロッパから自治の思想を持ち込む時に、自立した個人で他の人と協調しない独自の人間像をつくり上げてしまったことに原因があるように思います。

日本にも消防団は随分ありました。見守り隊ももともとあります。しかし日本では、自治はどんどんなくなっています。

２番目は、競争と協調です。自治では協調という言葉がとても使われます。相互依存性に基づく社会が大事だとも言えます。一方で、競争というのは、協調を排除して、自分がのし上がっていくという考えです。

私は、競争の考え方が日本社会を彩っていると思います。これを著しく強化させたのが、明治以降の学校教育だと思います。典型例は運動会ですし、大学にも会社にもあって、競争に耐えられない人は劣等だという考え方があるように思います。私は競争と協調はどちらも大事な考え方で、二律背反だと捉えられていることに問題があると思います。

３番目は、伝統と革新という基準です。日本はオーストリア以上に長い歴史を持った国です。しかし、現代社会では、一番保守政党と言われるはずの自民党が一番革新的です。極端に言うと新自由主義に彩られて競争１本で、共産党は、日本の伝統文化を守り、家族を守ると主張しています。このねじれ自体が、日本社会の不幸な現実を一番象徴しています。伝統の上に革新が成り立つ社会にしない限り、日本は21世紀に立派な国になれません。

４番目は、分散と自律という考え方、その逆は、集中と従属です。日本では、集中と従属という方向に向かって走っています。

分散と自律は、21世紀の社会を考えるうえで重要な意味を持ちます。福島県での原発事故は、集中型エネルギー政策では社会が続かないことを示しました。

サステナブルな社会は、可能な限り小さい単位でもって自律する要素を創り出す必要があります。こういった社会を創るうえで、私たちは農業にどう向き合うべきか問われていますし、サステナブルな社会を実現するために知恵を結集させることが求められています。

寺西　『輝く農山村』の第６章の最後に、オーストリアの豊かさを支えている原理を、私の勝手な造語で、地域の“顔（FACE）”と表現しました。これからの地域再生の取組みにおいて重視すべきキーワードです。

オーストリアではどこへ行ってもおいしい食べ物（Food）があります。この食を都市が買い支えていることが非常に重要です。そして、その食を支える農的営み（Agriculture）が、地域条件に応じてしっかり継承され、上位政府が政策で支える体系ができています。

また、訪れたゲマインデでは、特に子供とお年寄りに対して、責任を持って手当て（Care）し、独自の文化（Culture）もしっかりと継承されています。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

エネルギー（Energy）面では、豊かな水と森を生かし、小規模分散型の再生可能エネルギー立国となっています。それから、各地域の独自な生態系（Ecology）を大事にしながら地域づくりを進めています。さらに、子供の教育（Education）が地域で支えられています。

こうした点は、日本の地域社会が学ぶべきだと考えます。そして、地域の“顔（FACE）”を大事にする農山村づくりや都市づくりを進めてほしいと願っています。

（とりまとめ　主事研究員　多田忠義
＜ただ　ただよし＞）

書籍案内

輝く農山村
オーストリアに学ぶ地域再生

寺西俊一・石田信隆　編著

2018年12月10日発行　A5判216頁　定価2,400円（税別）（株）中央経済社

オーストリアは小さな国であるが、いち早く「原発フリー」の国民選択をしたことで有名である。また、最も先進的な「再生可能エネルギー国」でもある。

オーストリアの農山村の多くは急峻な山岳地帯に位置し、農業は小規模で兼業が多い。小さな村が一般的だがそれぞれ活力があり、自治力に満ち、「輝く農山村」を実現している。

危機的な状況にある日本の農業・農山村にとって本書は大いに参考になるであろう。

主　要　目　次

まえがき
本書で紹介する自治体の位置関係・オーストリアの周辺国

第１章　ここに幸せがある――オーストリアの農業・農山村
第２章　農業・農山村を支える制度と政策
第３章　農山村ゲマインデの多様な自治の姿
第４章　地域住民みずからが取り組む「村の再生」
第５章　自然の恵みを活かしたエネルギーと地域の自立
第６章　座談会　オーストリア現地調査から見えてきたこと――モニカさんを囲んで

巻末補録１　オーストリアはこんな国―地図とデータにもとづく解説
巻末補録２　オーストリア現地調査先（第１回～第５回）一覧

コラム
1　ウィーンの水はおいしい
2　有機食品の認証制度と有機食品を求める消費者
3　村のレストランとホイリゲ
4　ルンガウがんばれ
5　原発とオーストリア

購入申込先……（株）中央経済グループパブリッシング　TEL 03-3293-3381（販売）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

書籍案内

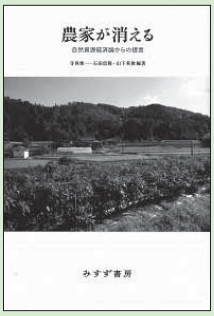

農家が消える
自然資源経済論からの提言

寺西俊一・石田信隆・山下英俊　編著

2018年10月16日発行　四六判320頁　定価3,500円（税別）（株）みすず書房

人びとの生存を支え、国土を保全してきたなりわい＝農業の危機が止まらない。1960年と2015年を比較すると、総農家戸数は606万戸から216万戸に、農業就業者数は1,196万人から201万人に、農作物作付延べ面積はほぼ半減した。

アメリカのTPP離脱後も、日本政府はNAFTA-TPP型経済連携をめざして大規模農業化を推進するが、農山村では里山の荒廃と集落の衰退がつづく。防衛関係費予算は５兆1,200億円余、じつに農林水産関係費の2.2倍強。食料自給率は先進諸国のなかで群を抜いて低い。

本書は、持続可能な農業と農山村のあり方について、一橋大学大学院経済学研究科を拠点にした「自然資源経済論」グループの10年間の成果にもとづく提言である。

グローバリズムと成長産業化一辺倒の農業政策を見直す。農業の担い手不足を乗り越える構想と政策。自治力を高め、地域の価値と「かけがえのないもの」を守る制度づくり。農山村地域からのエネルギー転換。公正で「全体最適」な貿易原則。

明治以後の近代化・都市化の限界が明らかになった現在、社会のあり方を根底から見直す時である。

自然共生型農業の実現のさきに、アジアと連携し、ともに発展する環境共同体を構想する。

主　要　目　次

まえがき
序章　いま、なぜ自然資源経済論か
Ⅰ　歴史的な岐路に立つ農業・農山村
第一章　農業・農山村危機の実像とその背景
第二章　これからの農業・農山村政策
第三章　人間と自然資源のかかわりを再構築するために
Ⅱ　世界のなかの自然資源経済
第四章　条件不利な農業・農山村を支える仕組み――EUとオーストリア
第五章　景観・文化の保全――かけがえのない価値を守る仕組み
第六章　農山村地域からのエネルギー転換
第七章　貿易と経済連携への新視角――東アジア地域との共生へ
終章　自然資源経済の担い手をどう支えていくか
あとがき
自然資源経済論特別講義　開講プログラム　Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

購入申込先……（株）みすず書房　　TEL 03-3814-0131（営業）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

本棚

愛媛大学社会共創学部研究チーム 著

『大地と共に心を耕せ ──地域協同組合無茶々園の挑戦──』

無茶々園（むちゃちゃえん）は愛媛県の西南に位置する西予市明浜町を拠点に事業展開する生産者集団で、地域の有機農業運動のリーダー的存在である。「無農薬・無化学肥料栽培なんて無茶なことかもしれないが、そこは無欲になって無茶（苦）茶に頑張ってみよう」という意味を含めて命名された。この地域の基幹産業のひとつであるカンキツ農業の有機栽培からスタートした集団が、平成28年度農林水産祭の表彰事業で「むらづくり部門」の「天皇杯」に輝いた。

長年にわたり研究交流のある愛媛大学の研究者にとって、無茶々園が農産・園芸でなく「むらづくり」で評価されたことに驚きはなく、“なるほど”というのが率直な感想だ。そのことは、設立40年を迎えた無茶々園のこれまでの足跡をたどれば明らかである。

本書の企画・執筆に関わった村田武氏（九州大学名誉教授、愛媛大学元教授）は、地方の視点による地域再生の取組みが全国の若い世代に共感を呼び、年間販売額10億円・雇用90人という雇用と協働の場をつくりだしていることを高く評価する。無茶々園の40年を総括しこれからの展望をどう考えるか、それは広く有機農業運動と「むらづくり」にまい進する人々とともに、協同組合運動に集う都市生活者にとっても多くのヒントとやる気を与えてくれる。それが本書に込められた思いでもあり、読後の実感である。

本書は愛媛大学の研究チームを中心に分担執筆し、構成は以下のとおりである。

はじめに　（村田武・中安章）
序章　ＦＥＣＷ自給圏構想　（村田武・中安章）
第Ⅰ章　西予市明浜町とカンキツ農業　（村田武・中安章）
第Ⅱ章　有機農業　（村田武・中安章）
第Ⅲ章　都市生活者との共生・共感　（山藤篤）
第Ⅳ章　新規就農希望者研修センターと直営農園　（香月敏孝）
第Ⅴ章　ベトナムに有機農業を根づかせる　（村田武・中安章）
第Ⅵ章　農家組織から地域組織へ　（笠松浩樹）
おわりに―これからの農業経営モデルと無茶々園がめざすべき方向　（村田武・中安章）

各章のタイトルからもわかるように、無茶々園の取組みは有機農業運動をベースに、都市生活者との「顔の見える」関係づくり、新規就農者の呼込み、外国人研修生の受入れとベトナム進出へと展開し、生協やワーカーズコープといった運動の成長とも軌を一にして発展してきた。海の生産者とも連携し地域循環型産業を志向し、福祉事業に挑戦するなど、農家組織から地域組織へと脱皮を図ろうとしている。Ｆ（食）、Ｅ（エネルギー）、Ｃ（ケア）の自給に加えて、企業誘致に依存しないＷ（ワーク、雇用）の創出によるFECW自給圏構想を唱え、無茶々園は「グローカルビジネスの構築」、「コミュニティビジネス化」で、その先頭に立とうとする。先頭に立つことは課題の先頭に立つことでもあり、先行したことによる失敗例も含めて、本書は示唆に富む。

通底するテーマは「農山漁村で自信と誇りを持って持続可能な生き方を構築する」ために何ができるか、何をするかである。これは愛媛大学社会共創学部の学部理念にも通じるもので、本書はフィールドワークに根ざした研究で、大学・研究機関にとって地域との連携のあるべき姿を示しているともいえる。

――農山漁村文化協会　2018年11月
定価1,600円（税別）144頁――

（主席研究員
河原林孝由基・かわらばやし たかゆき**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(71)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(71)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(71)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(72)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(72)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(72)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(74)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(74)
9. 金融機関別預貯金残高　……(75)
10. 金融機関別貸出金残高　……(76)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2014. 2	**48,933,574**	**4,081,964**	**24,845,938**	**5,893,923**	**49,726,762**	**16,583,741**	**5,657,050**	**77,861,476**
2015. 2	**52,452,809**	**3,606,696**	**31,578,215**	**6,411,751**	**56,575,364**	**19,109,773**	**5,540,832**	**87,637,720**
2016. 2	**56,961,924**	**3,192,343**	**31,594,391**	**12,425,445**	**55,944,766**	**18,123,222**	**5,255,225**	**91,748,658**
2017. 2	**60,786,698**	**2,483,301**	**41,620,596**	**23,008,085**	**61,060,660**	**10,775,017**	**10,046,833**	**104,890,595**
2018. 2	**65,053,300**	**1,828,936**	**34,989,910**	**25,405,609**	**52,457,166**	**10,453,414**	**13,555,957**	**101,872,146**
2018. 9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292
10	66,608,446	1,472,401	33,112,315	25,078,411	52,214,512	12,995,275	10,904,964	101,193,162
11	65,994,876	1,429,293	32,295,555	22,245,610	52,311,209	14,016,714	11,146,191	99,719,724
12	66,311,414	1,386,802	32,855,170	22,187,998	52,131,324	14,730,399	11,503,665	100,553,386
2019. 1	66,089,877	1,343,614	32,226,696	18,794,413	52,094,985	15,553,697	13,217,092	99,660,187
2	66,161,053	1,300,496	33,387,447	19,998,615	53,279,889	16,313,300	11,257,192	100,848,996

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年2月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,750,912	-	2,324,932	65	4,206	-	58,080,114
水産団体	1,879,326	1,100	151,841	2	33	-	2,032,302
森林団体	1,860	-	6,257	-	206	-	8,324
その他会員	1,919	-	12,839	-	-	-	14,758
会員計	57,634,016	1,100	2,495,870	67	4,444	-	60,135,498
会員以外の者計	497,263	13,998	364,843	87,021	5,036,280	26,150	6,025,556
合計	**58,131,280**	**15,098**	**2,860,713**	**87,088**	**5,040,724**	**26,150**	**66,161,053**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。　2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計　355,845百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年2月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,663,027	105,712	139,136	-	1,907,875
	開拓団体	8	8	-	-	16
	水産団体	35,599	3,288	9,721	-	48,608
	森林団体	2,361	2,668	2,743	2	7,773
	その他会員	600	645	20	-	1,265
	会員小計	1,701,595	112,321	151,619	2	1,965,537
	その他系統団体等小計	124,696	11,979	45,831	-	182,505
	計	1,826,291	124,300	197,450	2	2,148,042
関連産業		3,591,340	33,325	878,528	1,790	4,504,982
その他		9,513,519	2,059	144,697	-	9,660,276
合計		**14,931,150**	**159,684**	**1,220,675**	**1,792**	**16,313,300**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2018. 9	8,805,619	57,975,055	66,780,674	9,900	1,515,522
10	8,736,838	57,871,608	66,608,446	-	1,472,401
11	8,182,073	57,812,803	65,994,876	22,980	1,429,293
12	8,252,867	58,058,547	66,311,414	32,880	1,386,802
2019. 1	8,053,621	58,036,256	66,089,877	-	1,343,614
2	8,007,492	58,153,561	66,161,053	22,980	1,300,496
2018. 2	8,561,139	56,492,161	65,053,300	-	1,828,936

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2018. 9	66,667	25,775,226	53,959,073	10,784,664	2,839	-	166,747
10	31,299	25,047,111	52,214,512	10,662,171	1,674	-	168,444
11	83,621	22,161,988	52,311,209	10,633,587	1,501	-	169,215
12	87,736	22,100,262	52,131,324	10,567,775	7,105	-	159,700
2019. 1	74,829	18,719,584	52,094,985	10,472,635	8,659	-	158,089
2	94,453	19,904,162	53,279,889	10,472,635	9,298	-	159,683
2018. 2	56,893	25,348,715	52,457,166	12,002,792	3,058	-	164,275

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2018. 9	66,484,352	65,427,656	1,380,143	2,051,882	1,976,207
10	66,833,627	65,605,297	1,441,221	2,051,883	1,976,207
11	66,681,021	65,559,873	1,537,338	2,051,882	1,976,207
12	67,516,333	65,998,348	1,322,000	2,188,482	1,976,207
2019. 1	66,969,652	65,768,607	1,326,480	2,188,482	1,976,207
2	66,929,062	65,594,346	1,274,970	2,188,482	1,976,207
2018. 2	65,113,260	63,754,566	1,305,405	1,677,232	1,954,038

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2018. 8	35,197,419	68,508,958	103,706,377	624,358	498,980
9	35,188,877	68,282,196	103,471,073	651,166	532,868
10	36,016,283	67,955,823	103,972,106	645,812	532,312
11	35,714,403	68,205,607	103,920,010	622,694	516,191
12	36,315,794	68,405,848	104,721,642	627,216	530,456
2019. 1	35,866,510	68,214,974	104,081,484	629,732	539,917
2018. 1	33,747,940	68,028,926	101,776,866	602,231	442,531

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	2,345,944	3,480,488	30,364,764	104,497,292
-	2,321,662	3,480,488	27,310,165	101,193,162
-	2,412,508	3,480,488	26,379,579	99,719,724
-	2,816,556	3,480,488	26,525,246	100,553,386
-	2,233,913	3,480,488	26,512,295	99,660,187
-	1,933,015	3,480,488	27,950,964	100,848,996
-	1,465,607	3,480,488	30,043,815	101,872,146

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,340,214	1,062,698	1,447	12,571,108	1,075,000	11,047,379	104,497,292
11,704,903	1,120,526	1,400	12,995,275	490,000	10,413,291	101,193,162
12,666,995	1,178,905	1,596	14,016,714	885,000	10,259,691	99,719,724
13,307,992	1,260,831	1,874	14,730,399	610,000	10,886,560	100,553,386
14,165,186	1,228,761	1,660	15,553,697	1,200,896	12,007,537	99,660,187
14,931,149	1,220,675	1,791	16,313,300	962,180	10,285,714	100,848,996
9,145,104	1,142,216	1,817	10,453,414	1,625,836	11,927,064	101,872,146

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
67,758	44,851,874	44,807,556	40,000	988,049	18,502,061	7,645,551	1,934,962
64,739	44,821,712	44,768,227	20,000	1,009,002	18,644,943	7,770,922	1,935,626
69,479	44,692,384	44,636,068	49,730	1,025,743	18,640,139	7,784,517	1,936,600
87,896	45,716,650	45,667,468	79,746	1,029,248	18,489,656	7,870,280	1,967,259
71,858	45,093,650	45,039,634	55,000	1,050,673	18,720,874	7,889,721	1,971,470
66,668	44,914,698	44,860,612	50,000	1,069,551	18,871,448	7,893,454	1,973,104
64,047	43,426,657	43,372,549	40,000	864,016	18,443,037	7,289,499	1,804,206

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
437,452	78,894,919	78,633,614	4,029,269	1,601,327	21,859,708	163,884	648
412,615	78,597,348	78,336,915	4,097,020	1,653,488	21,871,659	163,789	648
421,641	78,939,474	78,671,813	4,148,046	1,672,032	21,836,539	162,590	648
431,827	78,888,237	78,615,752	4,091,981	1,620,845	21,842,254	152,456	648
457,267	79,870,352	79,510,736	3,994,370	1,530,797	21,797,735	149,852	648
440,839	79,071,563	78,807,877	3,984,428	1,514,028	21,792,328	149,593	636
436,830	76,745,240	76,512,295	4,023,145	1,667,323	21,606,038	161,328	654

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2018．11	2,506,865	1,793,940	35,467	55,908	17,960	2,014,962	1,994,073	83,495	464,068
12	2,500,487	1,796,155	36,267	55,931	17,216	2,017,513	1,994,760	83,796	459,593
2019．1	2,505,232	1,794,543	36,267	55,931	19,000	2,022,952	2,002,088	83,017	456,455
2	2,490,048	1,763,738	36,267	55,942	16,990	2,010,266	1,990,470	83,428	454,729
2018．2	2,428,189	1,702,995	28,068	55,429	16,560	1,931,514	1,911,974	82,489	466,141

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2018．9	778,638	429,453	85,043	60,014	98,873	5,581	778,971	769,665	400	147,102	6,338	76
10	802,063	446,390	86,233	60,032	98,929	6,603	807,234	798,584	400	146,535	2,427	76
11	791,710	434,774	80,182	56,415	98,933	6,351	799,630	790,710	400	142,591	6,043	76
12	785,941	430,136	77,121	56,180	99,053	5,374	790,488	781,590	400	138,227	5,895	76
2017．12	805,044	434,128	80,940	58,717	107,088	5,685	809,704	800,616	400	143,121	6,833	79

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2015. 3**	**936,872**	**580,945**	**3,067,377**	**2,432,306**	**632,560**	**1,319,433**	**192,063**
	2016. 3	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2017. 3	**984,244**	**622,288**	**3,433,657**	**2,543,180**	**657,873**	**1,379,128**	**199,392**
	2018. 2	1,019,417	651,133	3,544,445	2,568,001	663,535	1,414,939	203,618
	3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399
	4	1,018,960	654,510	3,674,060	2,617,960	673,110	1,423,775	204,513
	5	1,017,212	653,379	3,705,121	2,634,961	647,247	1,417,632	203,338
	6	1,032,930	665,110	3,625,978	2,656,147	655,141	1,434,210	205,749
	7	1,032,119	665,906	3,652,310	2,629,287	648,906	1,428,333	205,194
	8	1,037,064	668,126	3,638,160	2,631,747	649,557	1,432,528	205,939
	9	1,034,711	664,844	3,648,840	2,637,998	654,304	1,437,739	206,812
	10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130
	11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796
	12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
	2019. 1	1,040,815	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
	2	P 1,040,900	669,291	3,672,328	2,632,686	649,210	1,438,602	207,143
前年同月比増減率	**2015. 3**	**2.4**	**4.5**	**4.3**	**3.2**	**2.9**	**3.0**	**2.9**
	2016. 3	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2017. 3	**2.6**	**4.2**	**6.1**	**2.4**	**2.4**	**2.3**	**1.9**
	2018. 2	2.9	4.3	5.5	2.3	1.6	2.1	1.9
	3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0
	4	2.9	4.3	6.0	2.6	1.8	2.1	2.0
	5	2.8	4.1	5.8	3.3	△1.8	1.9	1.7
	6	2.8	4.0	4.9	3.6	△1.5	2.2	1.9
	7	2.7	3.9	5.4	3.3	△1.7	2.0	1.8
	8	2.8	3.5	5.0	3.1	△1.8	1.9	1.8
	9	2.7	3.3	5.5	3.2	△1.7	1.9	1.8
	10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6
	11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7
	12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6
	2019. 1	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6
	2	P 2.1	2.8	3.6	2.5	△2.2	1.7	1.7

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併による、きらぼし銀行の発足によって、第二地方銀行の計数は41行の合計から、2018年5月末以降40行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2015. 3**	**209,971**	**52,083**	**1,829,432**	**1,783,053**	**470,511**	**658,016**	**100,052**
	2016. 3	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2017. 3	**203,821**	**52,646**	**1,846,555**	**1,918,890**	**502,652**	**691,675**	**106,382**
	2018. 2	203,466	54,853	1,799,351	1,974,305	512,923	702,795	109,506
	3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
	4	203,982	54,732	1,891,900	1,990,584	515,736	705,036	110,188
	5	204,892	54,973	1,879,574	2,009,800	499,782	703,691	110,384
	6	205,223	55,688	1,898,073	2,021,311	503,165	707,374	111,095
	7	205,714	55,874	1,890,096	2,027,515	503,133	706,946	111,222
	8	205,876	56,520	1,883,718	2,031,859	503,165	707,804	111,527
	9	205,990	57,106	1,908,465	2,043,686	508,342	714,564	112,719
	10	205,664	58,353	1,889,797	2,043,927	506,358	709,355	112,404
	11	205,864	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807
	12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969
	2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415
	2	P 205,960	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694
前年同月比増減率	**2015. 3**	**△1.7**	**△1.2**	**1.0**	**3.9**	**2.8**	**2.1**	**2.4**
	2016. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2017. 3	**△1.2**	**2.3**	**△0.4**	**3.9**	**3.2**	**2.7**	**3.4**
	2018. 2	0.2	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0
	3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	4	0.3	5.7	3.7	3.9	3.3	2.2	4.0
	5	0.4	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1
	6	0.4	7.7	4.5	5.0	0.3	2.4	4.4
	7	0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1
	8	0.6	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1
	9	0.7	7.8	5.3	4.7	△0.2	1.7	4.0
	10	0.8	7.4	5.1	4.9	△0.0	1.7	3.9
	11	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9
	12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
	2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
	2	P 1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8

（注） 1 表9 （注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併による、きらぼし銀行の発足によって、第二地方銀行の計数は41行の合計から、2018年5月末以降40行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2019年４月20日現在、掲載情報タイトル4,277件）

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019年5月号第72巻第5号〈通巻879号〉5月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/